

# 第3次門川町生活排水対策総合基本計画

(案)

令和3年3月

門 川 町



# 目 次

第1章 序 説.....	1
第1節 目 的.....	1
第2節 計画地域の範囲 .....	1
第3節 計画の期間.....	2
第4節 計画の目標（総括） .....	2
第2章 地域の概要.....	3
第1節 自然条件.....	3
第2節 人 口.....	7
第3節 産 業.....	10
第4節 都市環境.....	16
第5節 生活排水処理施設整備状況.....	22
第6節 水質の現状及び動向 .....	26
第3章 計画の目標.....	35
第1節 基本理念.....	35
第2節 計画の目標設定 .....	36
第4章 生活排水処理施設整備計画 .....	39
第1節 生活排水処理施設の整備事業の検討.....	39
第2節 生活排水処理施設整備の基本方針 .....	44
第3節 流域人口 .....	45
第4節 流域別生活排水処理人口 .....	45
第5節 生活排水処理施設整備計画.....	46
第6節 し尿・汚泥処理計画 .....	50
第5章 啓 発.....	57
第1節 基本方針 .....	57
第2節 実施計画.....	58
第6章 その他.....	61
第1節 取り組むべき課題.....	61
第2節 関係市町村との連携 .....	61
第3節 海洋ごみ対策.....	61
第4節 関係する他の計画との調整に関すること.....	62



# 第1章 序 説



# 第1章 序 説

---

## 第1節 目 的

門川町（以下「本町」という）の生活排水処理対策は、合併処理浄化槽<sup>※</sup>の設置整備事業を推進することにより2019（令和元）年度末には生活排水処理率が約70%に達している。今後も生活環境や公衆衛生の向上、公共用水域の水質を早期により良くするため、継続的な推進が求められているところであるが、人口減少や少子高齢化のさらなる進行、財政状況の逼迫といった社会情勢の変化が生じてきている。

一方、宮崎県では、「第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画（2次改訂計画）」の新たな計画として、2020（令和2）年度に「第3次宮崎県生活排水対策総合計画」を策定し、県、市町村そして住民が一体となって生活排水対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向、数値目標、相互連携、啓発等の指針を示している。

このような状況の中、本町では1992（平成4）年度に「門川町生活排水対策総合基本計画」、2008（平成20）年度に「第2次計画」を策定した。2016（平成28）年度には第2次計画の中間見直しを行い、生活排水対策を進めてきたところであるが、第2次計画の策定から11年が経過していることや、県の新たな計画で示される本町的生活排水処理率の目標値を早期に達成し、さらなる処理率の向上を効率的かつ効果的に推進するため、2021（令和3）年度を初年度とする「第3次門川町生活排水対策総合基本計画」を新たに策定するものである。

また、本町のし尿処理施設である門川町衛生センターは、稼動開始から39年が経過し、老朽化が施設全体に及んでいることから、衛生センターの今後の整備方針を含めた、し尿・汚泥処理の計画を定める。

## 第2節 計画地域の範囲

本計画は、門川町全域を対象とし、河川の流域により五十鈴川流域、鳴子川流域、丸山川流域、丸バエ川流域、新川流域、門川湾海域に区分する。

---

※ 浄化槽に関しては、浄化槽法の改正（平成13年4月1日施行）により、従来の合併処理浄化槽を単に「浄化槽」とし、単独処理浄化槽は新設が原則的に禁止され「みなし浄化槽」と呼称されるようになっているが、本計画ではより多くの皆様に理解していただくために、第2次計画から引き続き「合併処理浄化槽」、「単独浄化槽」の呼称を用いる。

## 第1章 序 説

### 第3節 計画の期間

本計画の実施期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とする。

### 第4節 計画の目標（総括）

2030(令和12)年度末までに、生活排水処理率83%の達成を目標とする。



## 第2章 地域の概要



## 第2章 地域の概要

### 第1節 自然条件

#### 1. 地 形

本町は、宮崎県の北部に位置し、北は延岡市、南は日向市、西は美郷町に接し、東は日向灘に面した東西32km、南北8km、総面積約120.51km<sup>2</sup>の町である。

町土の約84%は山林で覆われ、町の北部より西部及び南部にわたって諸山が連なっている。これらの山地より五十鈴川、鳴子川等の各河川が門川湾に東流しており、その下流域一帯に平坦地が形成され、居住地域や産業活動の中心となっている。また、海岸線はリアス式海岸であり、門川湾内の乙島や沖合いの枇榔島等とともに「日豊海岸国定公園」に指定されている。図2-1-1に本町の位置を示す。

図2-1-1 門川町位置図



## 2. 気象

本町は、温暖な地域にあり、年間平均気温は17.2℃（2019年）である。また、年間降水量は3,134.5mm（2019年）と多く、梅雨から台風の到来する夏期に集中している。

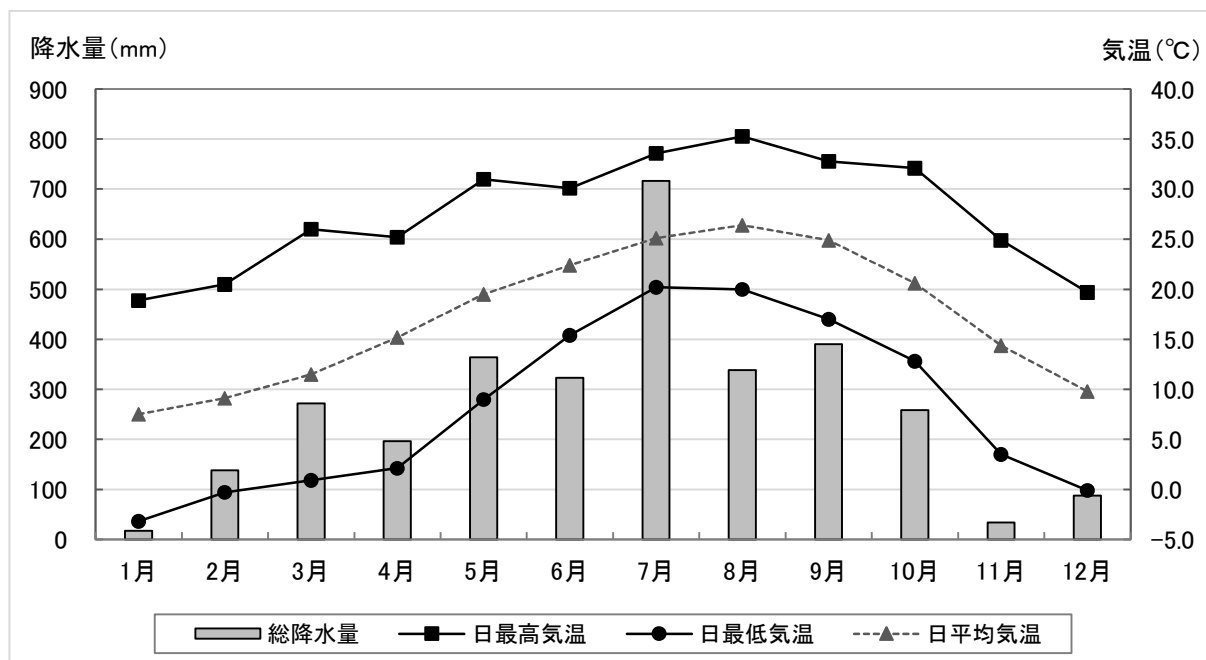
2019年の気象概況を表2-1-1及び図2-1-2に示す。

表 2-1-1 気象概況（2019年）

月	気温（℃）				降水量（mm）			日照時間（h）		風速（m/s）		
	最高	最低	平均	平年	最大（日）	合計（月）	平年		平年	最大	平均	最多風向
1月	18.9	-3.2	7.5	6.8	14.0	17.0	61.3	180.4	179.7	6.4	1.3	西
2月	20.5	-0.3	9.1	7.9	22.5	138.0	89.8	122.0	169.3	5.3	1.2	西
3月	26.0	0.9	11.5	11.0	135.5	271.5	177.3	196.6	174.3	6.1	1.4	西
4月	25.2	2.1	15.2	15.6	62.5	196.5	229.4	197.6	188.1	5.9	1.3	西
5月	31.0	9.0	19.5	19.4	121.5	364.0	271.0	207.7	179.6	6.5	1.3	西
6月	30.1	15.4	22.4	22.5	59.5	323.0	382.0	151.8	137.9	4.1	1.0	西
7月	33.6	20.2	25.1	26.3	131.5	716.5	261.3	131.1	202.4	4.6	0.9	西
8月	35.3	20.0	26.4	26.8	113.0	338.5	276.7	125.8	206.6	11.2	1.0	西
9月	32.8	17.0	24.9	24.1	127.5	390.0	358.8	139.5	165.4	6.2	1.1	西
10月	32.1	12.8	20.6	19.0	76.5	258.5	197.2	182.4	174.1	5.5	1.2	西
11月	24.9	3.5	14.4	13.8	16.5	33.5	103.0	181.5	166.0	5.3	1.2	西
12月	19.7	-0.1	9.8	8.8	23.5	87.5	57.3	144.0	183.6	4.9	1.2	西
年間	35.3	-3.2	17.2	16.8	135.5	3,134.5	2,465.1	1,960.4	2,127.0	11.2	1.2	西

資料：気象庁（日向観測所 気象観測データ）

図 2-1-2 気象概況（2019年）



## 3. 水 象

## (1) 河 川

本町には二級河川として、五十鈴川、鳴子川、丸バエ川の3幹川があり、1次・2次支川として津々良川、三ヶ瀬川、庭谷川、市の原川、中山川、竹名川などがある。その他の主な河川として丸山川、新川が門川湾に注いでいる。

主な河川（支川は除く）の水象は、表 2-1-2 に示すとおりであり、図 2-1-3 に河川流域図を示す。

表 2-1-2 主な河川の水象

河川名	位 置	利 水 状 況
五十鈴川 (8,856ha)	美郷町に源を発し、本町南部を東流し、市街地南部で門川湾に注いでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業用水や上水道の水源として利用されている。</li> <li>・ 内水面漁業</li> </ul>
鳴子川 (1,513ha)	本町中北部の山間部に源を発し、本町中央部を南流し、市街地北部で門川湾に注いでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業用水として利用されている。</li> </ul>
丸山川 (104ha)	加草地区山間部より南流している。中流以降は、生活雑排水などで、排水路となっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業用水として利用されている。</li> </ul>
丸バエ川 (461ha)	加草地区山間部より南流している。河口より河川改修事業の整備が進んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業用水として利用されている。</li> </ul>
新 川 (343ha)	本町東部山間部より南西に流れて、門川湾に注いでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業用水として利用されている。</li> </ul>

## (2) 海 域

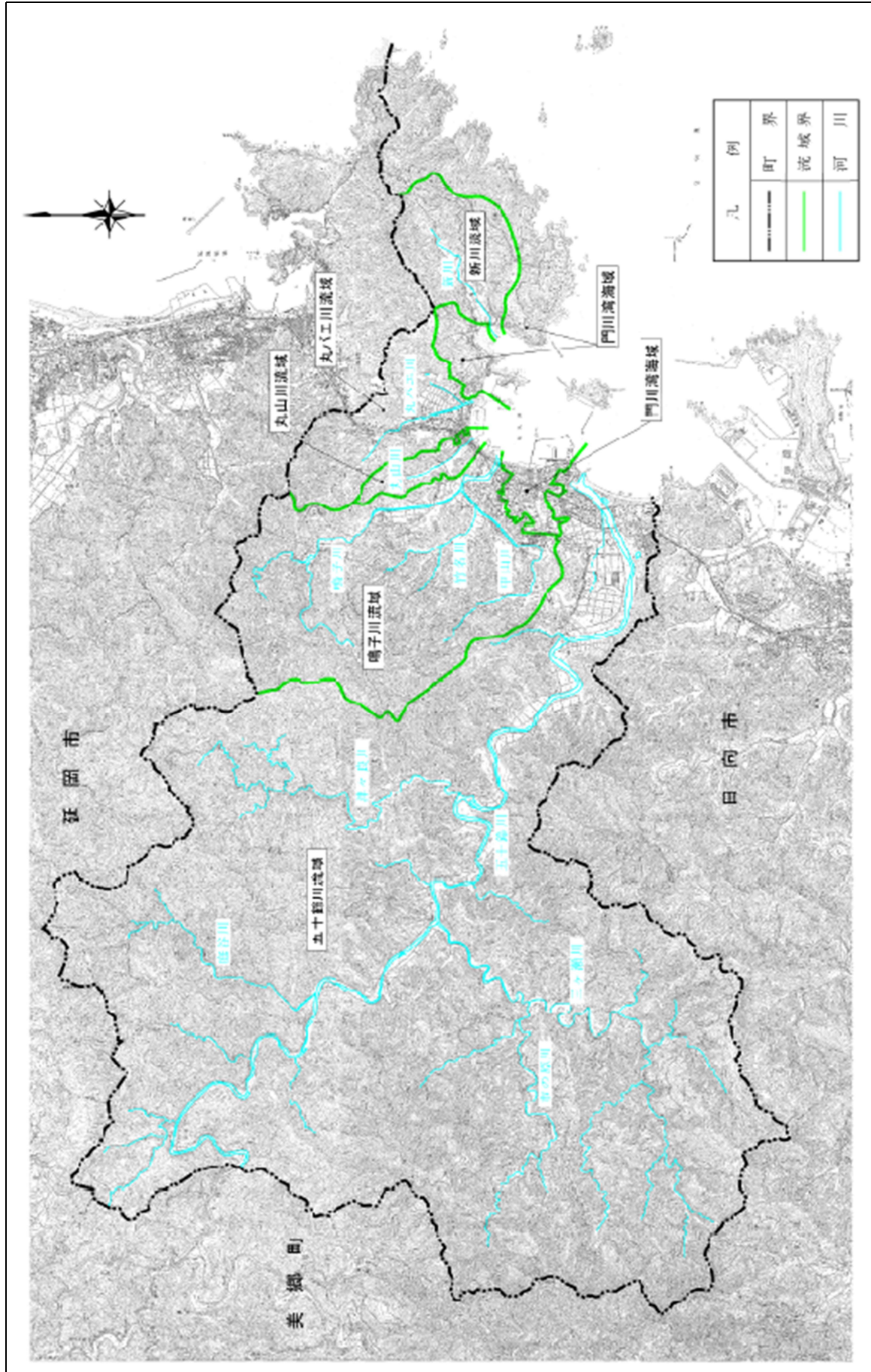
五十鈴川をはじめ本町の主な河川は、門川湾（日向灘）に注いでいる。

海域の水象は、表 2-1-3 に示すとおりである。

表 2-1-3 海域の水象

海 域 名	概 要	利 水 状 況
門 川 湾	五十鈴川、鳴子川、丸山川、丸バエ川、新川が門川湾に注いでおり、漁業等が行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業</li> <li>・ タイ、カンパチ、シマアジなどの養殖</li> </ul>

図 2-1-3 河川流域図



図の出典：第2次計画〈中間見直し〉

## 第2節 人口

## 1. 人口の推移

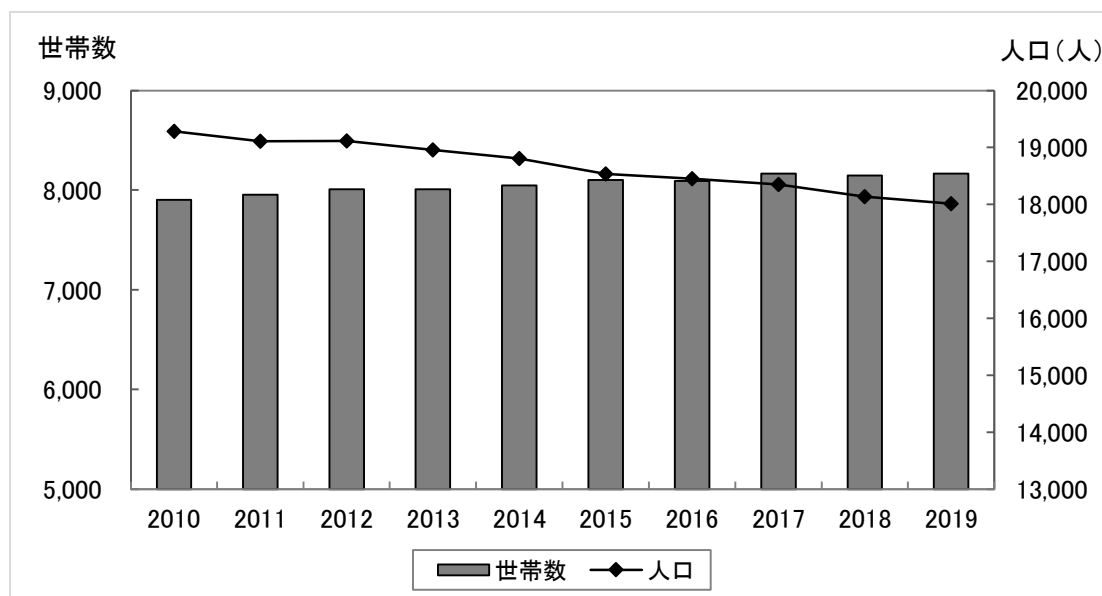
過去10年間（2010～2019）における人口・世帯数の推移は、表2-2-1及び図2-2-1に示すとおりである。人口は減少傾向にあり、世帯数は2015年までは増加の傾向にあったものが近年は増減を繰り返しながら推移している。

表2-2-1 人口・世帯数の推移

年次	人口 (人)			世帯数	一世帯当り 人員数 (人)	人口の年平均 伸び率 (%)	世帯数の年平均 伸び率 (%)
	総数	男	女				
2010 (H22)	19,280	9,084	10,196	7,902	2.44	△ 0.3	0.5
2011 (H23)	19,106	8,998	10,108	7,951	2.40	△ 0.9	0.6
2012 (H24)	19,113	9,051	10,062	8,006	2.39	0.0	0.7
2013 (H25)	18,953	8,947	10,006	8,008	2.37	△ 0.8	0.0
2014 (H26)	18,800	8,891	9,909	8,047	2.34	△ 0.8	0.5
2015 (H27)	18,530	8,799	9,731	8,100	2.29	△ 1.5	0.7
2016 (H28)	18,445	8,855	9,590	8,091	2.28	△ 0.5	△ 0.1
2017 (H29)	18,347	8,821	9,526	8,164	2.25	△ 0.5	0.9
2018 (H30)	18,132	8,731	9,401	8,145	2.23	△ 1.2	△ 0.2
2019 (R1)	18,007	8,668	9,339	8,165	2.21	△ 0.7	0.2

資料:住基人口(各年9月30日現在)

図2-2-1 人口・世帯数の推移



## 2. 流域別人口

過去5年間（2015～2019）における流域ごとの人口の推移は、表 2-2-2 に示すとおりである。

表 2-2-2 流域別人口の推移

流域名	人口（人）				
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
五十鈴川	4,798	4,744	4,651	4,613	4,505
鳴子川	5,225	4,938	4,945	4,923	4,970
丸山川	541	610	607	594	580
丸バエ川	2,006	2,020	2,031	1,992	1,970
新川	86	93	93	90	88
門川湾	5,874	6,040	6,020	5,920	5,894
計	18,530	18,445	18,347	18,132	18,007

備考：地区別人口より振り分け

資料：住基人口（各年9月30日現在）

## 3. 人口集中地区（D I D地区）人口

本町の人口集中地区（D I D地区）は図 2-2-2 のとおりで、当該地区における人口の推移は表 2-2-3 に示すとおりである。人口集中地区では、町全域人口の 48.2%（2015 年）を占めている。

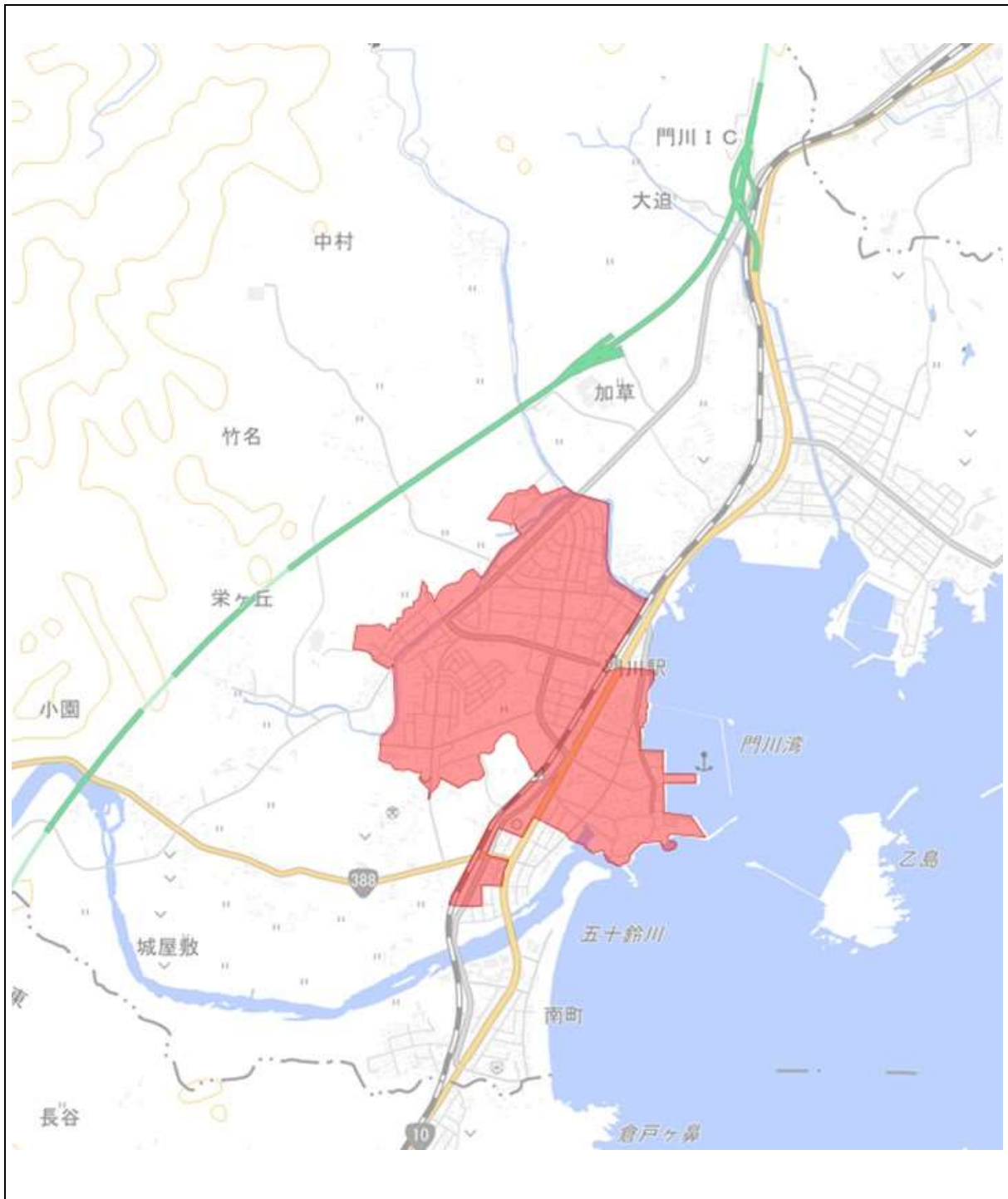
表 2-2-3 人口集中地区人口の推移

年次	人口（人）			面積（km <sup>2</sup> ）			人口密度（人/km <sup>2</sup> ）	
	人口集中地区	町内全域	全域に占める割合	人口集中地区	町内全域	全域に占める割合	人口集中地区	町内全域
1995（H7）	8,325	19,155	43.5%	1.7	120.48	1.4%	4,812	159
2000（H12）	8,477	19,287	44.0%	1.8	120.48	1.5%	4,736	160
2005（H17）	8,930	19,207	46.5%	1.92	120.48	1.6%	4,651	159
2010（H22）	8,731	18,854	46.3%	1.94	120.48	1.6%	4,501	157
2015（H27）	8,771	18,183	48.2%	2.04	120.51	1.7%	4,300	151

資料：国勢調査



図 2-2-2 人口集中地区（D I D地区）



図の出典：ひなたGIS（宮崎県）

### 第3節 産 業

#### 1. 概 要

本町における産業別就業者数の推移を表 2-3-1 及び図 2-3-1 に示す。就業者総数は 1995 年以降、減少傾向で推移していたものが 2015 年には前回調査から増加を示している。

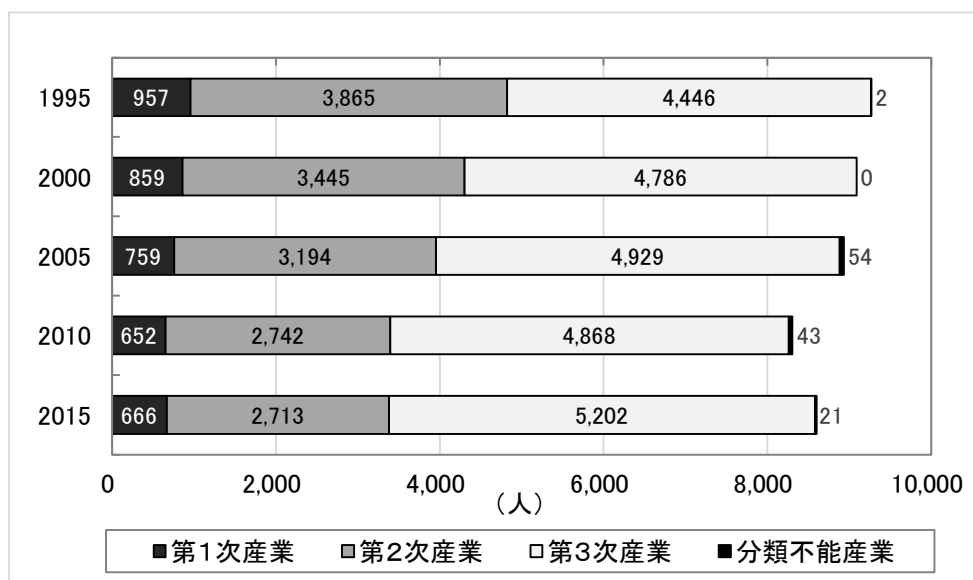
産業別にみると、第 3 次産業は増加、第 2 次産業は減少、第 1 次産業は減少で推移していたものが 2015 年には前回調査から微増となっており、2015（平成 27）年には第 3 次産業就業者数が 5,202 人（60.5%）、第 2 次産業就業者数が 2,713 人（31.5%）、第 1 次産業就業者数が 666 人（7.7%）となっている。

表 2-3-1 産業別就業数の推移

区分 \ 年次	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)
総 数	9,270	9,090	8,936	8,305	8,602
第 1 次産業	957	859	759	652	666
第 2 次産業	3,865	3,445	3,194	2,742	2,713
第 3 次産業	4,446	4,786	4,929	4,868	5,202
分類不能産業	2	0	54	43	21

資料：国勢調査

図 2-3-1 産業別就業者数の推移



## 2. 工業

本町の工業は、自動車部品、発砲スチロール、食料品等の製造系企業の進出により、雇用の創出や町民生活の向上に大きな役割を果たしている。

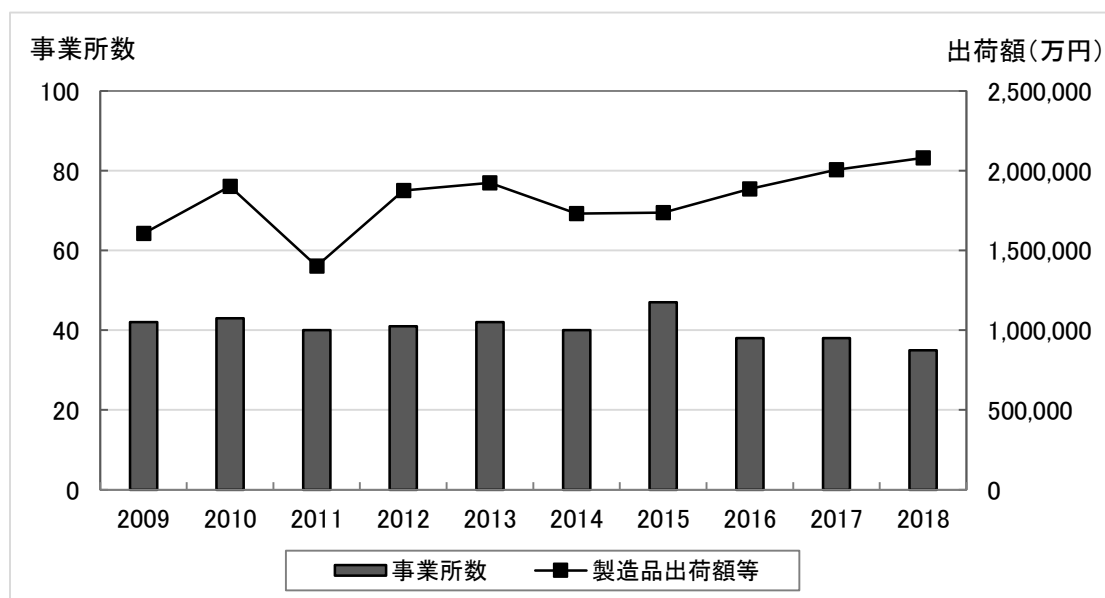
事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移は、表 2-3-2 及び図 2-3-2 に示すとおりであり、事業所数は減少傾向で推移しているものの、景気の回復や県北地域における高速交通体系の整備により、近年は従業者数、製造品出荷額とも増加を示している。

表 2-3-2 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

年次	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
2009 (H21)	42	1,443	1,606,503
2010 (H22)	43	1,456	1,900,269
2011 (H23)	40	1,174	1,400,837
2012 (H24)	41	1,626	1,875,311
2013 (H25)	42	1,488	1,922,444
2014 (H26)	40	1,456	1,730,312
2015 (H27)	47	1,397	1,735,984
2016 (H28)	38	1,458	1,884,345
2017 (H29)	38	1,486	2,004,632
2018 (H30)	35	1,515	2,078,796

資料:工業統計調査

図 2-3-2 事業所数・製造品出荷額等の推移



### 3. 農林水産業

#### (1) 農業

本町の農業は、水稻をはじめとして施設野菜・果樹・花き・畜産など、温暖多照な気象条件を生かした農業が図られてきた。

農家数及び経営耕地面積の推移は、表 2-3-3 に示すとおりであり、農家戸数は年々減少傾向を示している。2015（平成 27）年は 391 戸で、2010（平成 22）年と比較すると 69 戸減少している。特に自給・専業農家数の減少が目立っている。

表 2-3-3 農家数及び経営耕地面積の推移

年次	農家数（戸）						就業人口（人）	経営耕地面積（ha）			
	総数	専業農家	販売農家			自給農家		田	畑	樹園地	合計
			兼業農家								
			総数	第1種	第2種						
1995（H7）	578	93	485	118	367	1,443	269	50	40	359	
2000（H12）	533	95	309	68	241	1,460	260	39	40	339	
2005（H17）	501	108	251	57	194	142	950	215	26	31	272
2010（H22）	460	78	237	49	188	145	811	217	28	28	273
2015（H27）	391	65	217	40	177	109	424	230	19	25	274

資料：第5次門川町長期総合計画 後期計画（農林業センサス）

#### (2) 林業

本町の林業は、林業採算性の悪化及び林業担い手不足と高齢化等により、持続的な森林経営や森林の適正な維持管理が困難な状況となっている。

このため、林業生産活動が停滞し、除間伐等の森林整備に必要な森林施業にも影響がでている。

#### (3) 水産業

本町の水産業のうち、海面漁業については、庵川漁協と門川漁協の2漁協があり、沿岸漁業を主とした漁業形態である。また、門川湾内においては、タイ、カンパチ、シマアジなどの養殖漁業が営まれている。

水揚数量・水揚金額の推移は、表 2-3-4 及び図 2-3-3 に示すとおりであり、漁獲量・漁獲高は、2015（平成 27）年は若干増加しているが、全体として減少傾向にある。漁業就業者についても同様にやや減少傾向にあり、高齢化や後継者不足が深刻な問題となっている。

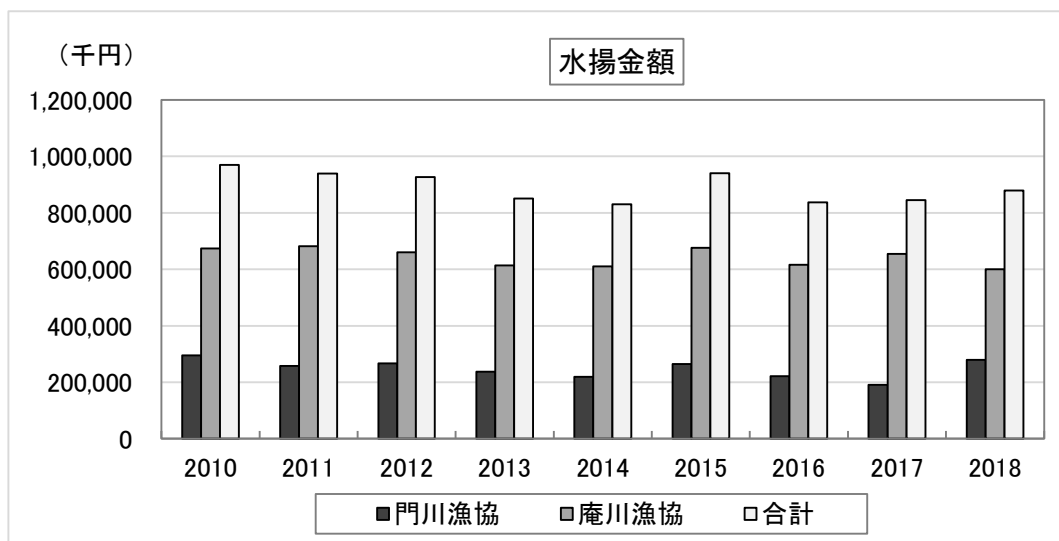
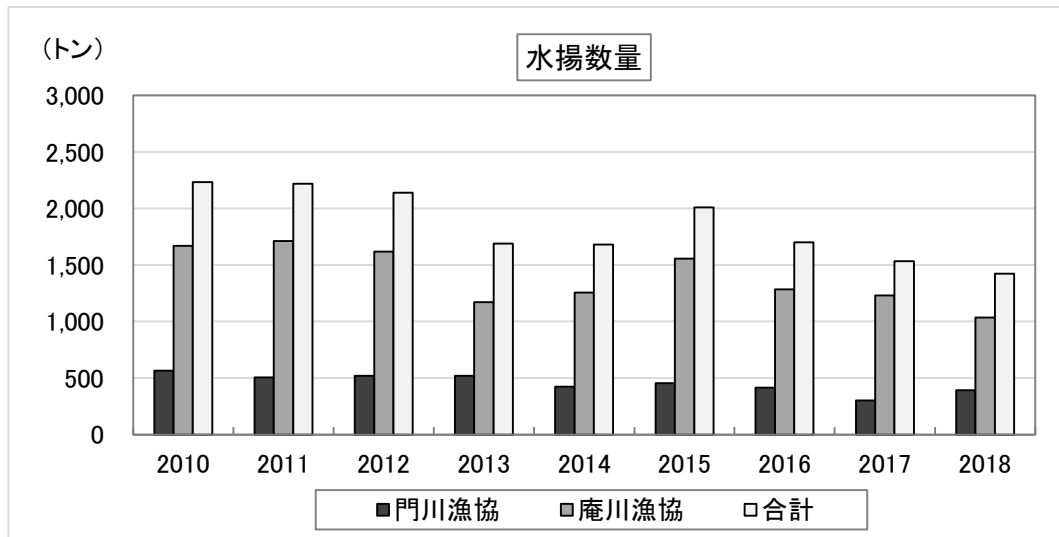
一方、内水面漁業においては五十鈴川漁協があり、組合員が共同して魚類の繁殖保護を図るため、稚魚の放流に努めるとともに河川の清浄化を図っているが、近年の都市化に伴い、生活雑排水の河川への流入が水質汚濁の主要因になっていることから、更なる環境対策が必要となっている。

表 2-3-4 水揚数量・水揚金額の推移

年次	水揚数量 (トン)			水揚金額 (千円)		
	門川漁協	庵川漁協	合計	門川漁協	庵川漁協	合計
2010 (H22)	565	1,669	2,234	296,091	673,759	969,850
2011 (H23)	504	1,714	2,218	258,234	680,869	939,103
2012 (H24)	520	1,619	2,139	267,011	659,407	926,418
2013 (H25)	520	1,171	1,691	237,712	613,487	851,199
2014 (H26)	423	1,258	1,681	220,346	609,863	830,209
2015 (H27)	454	1,556	2,010	265,411	675,222	940,633
2016 (H28)	415	1,285	1,700	221,587	615,733	837,320
2017 (H29)	302	1,232	1,534	191,698	654,199	845,897
2018 (H30)	391	1,034	1,425	279,859	599,486	879,345

資料：第5次門川町長期総合計画 後期計画(農林水産課)

図 2-3-3 水揚数量・水揚金額の推移



4. 商業

本町の商業は、これまで人口増加や企業誘致などによって、消費人口は増加傾向にあったが、少子高齢化や人口減少に伴い、現在では減少傾向にある。また、延岡市、日向市の2つの経済商業圏に挟まれ、道路網の整備などを背景にした商圈の広域化や、両市に広大な駐車スペースを持つ大型店舗の立地増などにより、本町消費需要のさらなる流出が懸念されている。

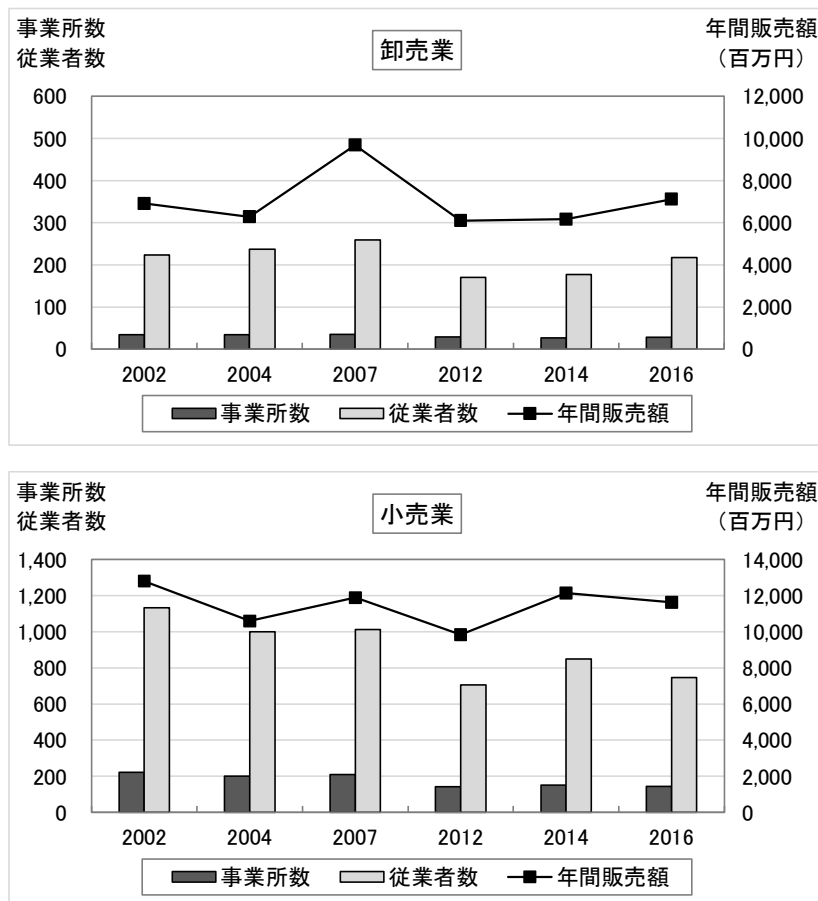
卸売業・小売業の事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移は、表2-3-5及び図2-3-4に示すとおりであり、近年の傾向として、卸売業は増加傾向、小売業は横ばい傾向で推移している。

表2-3-5 卸売業・小売業の推移

年次	卸 売 業			小 売 業		
	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
2002 (H14)	34	223	6,910	222	1,134	12,808
2004 (H16)	34	237	6,274	200	999	10,592
2007 (H19)	35	259	9,688	209	1,014	11,889
2012 (H24)	29	170	6,095	143	706	9,851
2014 (H26)	27	177	6,162	151	849	12,145
2016 (H28)	28	217	7,115	144	747	11,643

資料:商業統計調査

図2-3-4 卸売業・小売業の推移



## 5. 観光・サービス業

本町の観光産業は、令和2年3月に定められた観光ビジネスプランにおいて、温暖で豊かな自然環境に恵まれた観光資源を活用した観光振興の充実を図っていくこととしており、かどがわ温泉「心の杜」、乙島など既存の観光資源をベースに、さまざまなソフト施策を図っていくと同時に、滞在・宿泊環境や交通アクセスの向上などハード面での整備・充実を図っていくことで、観光客の満足度を高めていく取組が求められている。

併せて、国の天然記念物であり、町の鳥でもある「カンムリウミスズメ」は、繁殖期には枇榔島周辺の海上に約6,600羽が生息しており、世界の約半数にあたる数であることから観光面での推進策としての活用が期待される。

観光入込客数の推移は、表2-3-6に示すとおりで、2017（平成29）年は236,507人（うち県外客10,770人）であり、前年の233,253人（うち県外客4,930人）と比較すると、1.4%増加している。

表2-3-6 観光入込客数の推移

年次	県外客		県内客		合計	
	(人)	前年比	(人)	前年比	(人)	前年比
2012 (H24)	44,516	-	400,644	-	445,160	-
2013 (H25)	35,347	79.4%	406,488	101.5%	441,835	99.3%
2014 (H26)	6,015	17.0%	151,360	37.2%	157,375	35.6%
2015 (H27)	8,322	138.4%	270,481	178.7%	278,803	177.2%
2016 (H28)	4,930	59.2%	228,323	84.4%	233,253	83.7%
2017 (H29)	10,770	218.5%	225,737	98.9%	236,507	101.4%

資料：宮崎県観光入込客統計調査結果

第4節 都市環境

1. 土地利用

本町の土地利用状況は、表 2-4-1、図 2-4-1 及び図 2-4-2 に示すとおりである。都市計画区域面積 1,879ha のうち、山林が 47.1%を占め、住宅用地が 10.2%、その他の自然地、田がそれぞれ 7.9%となっている。

表 2-4-1 土地使用別面積

土地利用区分			都市計画区域					
			市街化区域		市街化調整区域		合計	
			面積	比率	面積	比率	面積	比率
自然的 土地 利用	農地	田	18.1 ha	3.5 %	129.8 ha	9.5 %	147.9 ha	7.9 %
		畑	36.0 ha	7.0 %	97.0 ha	7.1 %	133.0 ha	7.1 %
			54.1 ha	10.5 %	226.8 ha	16.7 %	280.9 ha	15.0 %
		山林	36.6 ha	7.1 %	848.0 ha	62.3 %	884.6 ha	47.1 %
		水面	7.0 ha	1.4 %	26.7 ha	2.0 %	33.7 ha	1.8 %
		その他の自然地	31.5 ha	6.1 %	117.4 ha	8.6 %	148.9 ha	7.9 %
	小計	129.2 ha	25.0 %	1,218.9 ha	89.5 %	1,348.1 ha	71.8 %	
都市的 土地 利用	宅地	住宅用地	161.4 ha	31.2 %	29.3 ha	2.2 %	190.7 ha	10.2 %
		商業用地	32.9 ha	6.4 %	2.4 ha	0.2 %	35.3 ha	1.9 %
		工業用地	14.8 ha	2.9 %	7.1 ha	0.5 %	21.9 ha	1.2 %
			209.1 ha	40.5 %	38.8 ha	2.8 %	247.9 ha	13.2 %
		公共・公益施設用地	50.3 ha	9.7 %	14.1 ha	1.0 %	64.4 ha	3.4 %
		道路用地	84.6 ha	16.4 %	44.2 ha	3.2 %	128.8 ha	6.9 %
		交通施設用地	10.0 ha	1.9 %	1.4 ha	0.1 %	11.4 ha	0.6 %
		その他の公的施設用地	0.0 ha	0.0 %	0.0 ha	0.0 %	0.0 ha	0.0 %
		その他の空地	33.7 ha	6.5 %	44.5 ha	3.3 %	78.2 ha	4.2 %
		小計	387.7 ha	75.0 %	143.0 ha	10.5 %	530.7 ha	28.2 %
合計			517 ha	100.0 %	1,362 ha	100.0 %	1,879 ha	100.0 %

出典：宮崎県都市計画基礎調査

図 2-4-1 土地利用別面積比率

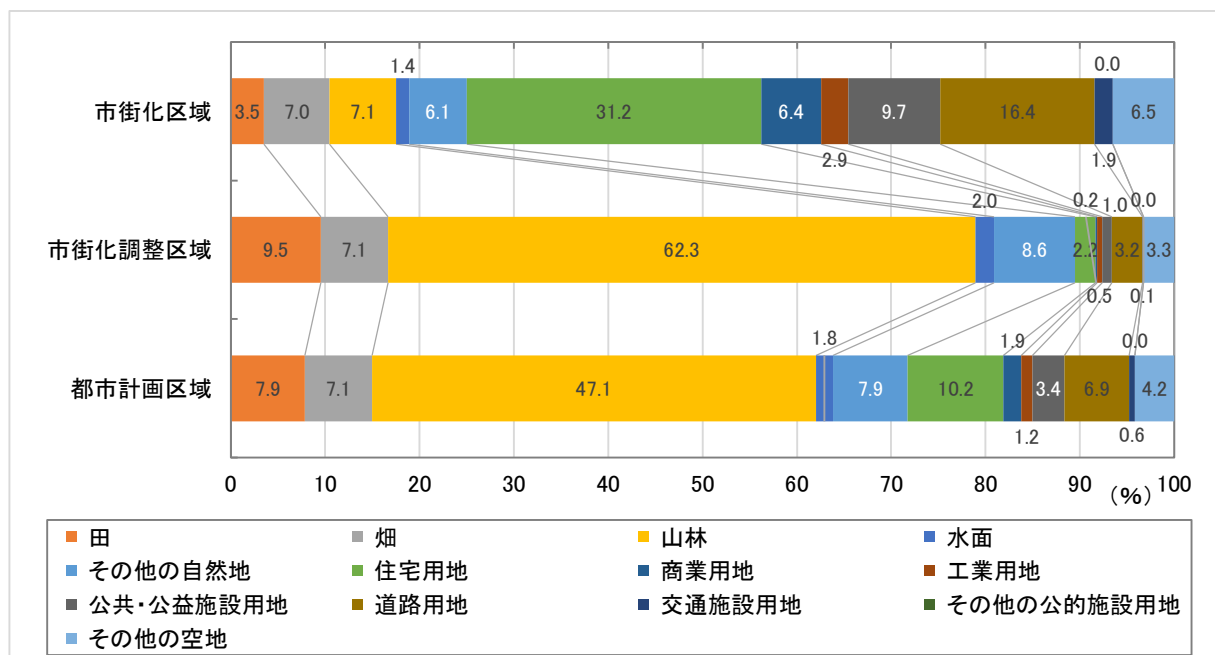
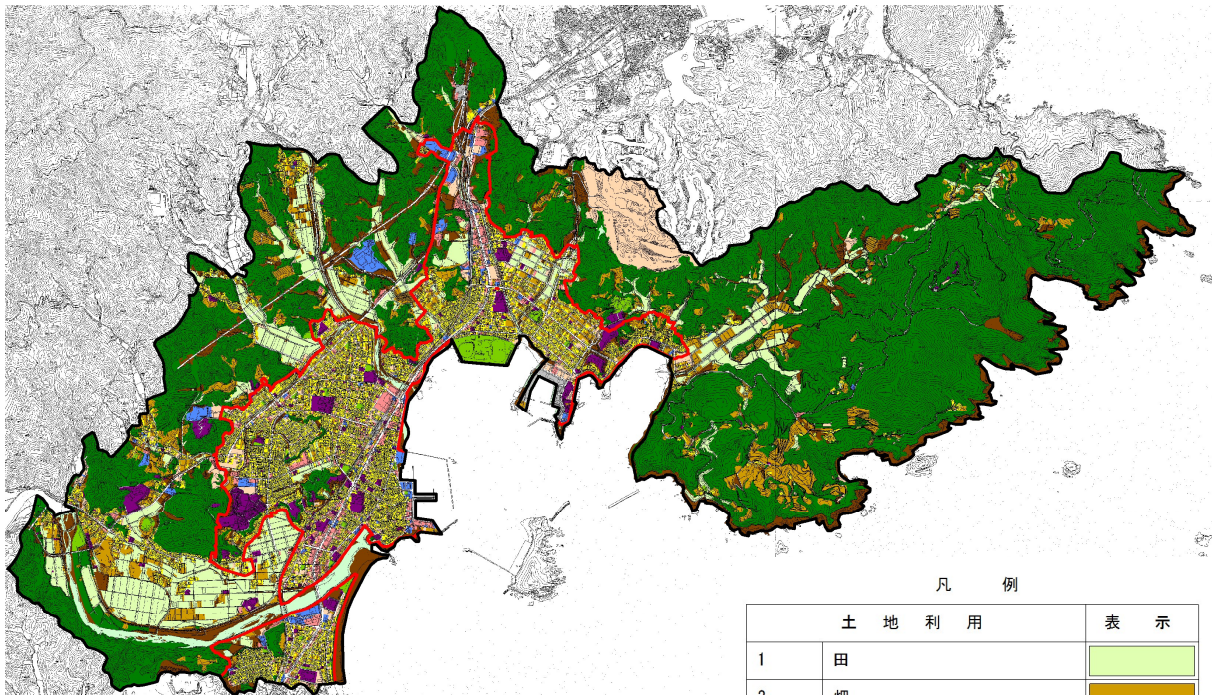




図 2-4-2 土地利用現況図



図の出典：第2次計画〈中間見直し〉

凡 例		表 示
	土 地 利 用	
1	田	
2	畑	
3	山林	
4	水面	
5	その他自然地	
6	住宅用地	
7	商業用地	
8	工業用地	
9	公益施設用地	
10	公共空地	
11	道路用地	
12	交通施設用地	
13	その他の公的施設用地	
14	その他の空地	
	市街化区域界	
	都市計画区域界	

2. 都市計画

本町の都市計画の現況は、表 2-4-2 及び図 2-4-3 に示すとおりである。都市計画区域面積は 1,879ha で、町全面積の 15.6%を占めている。このうち、市街化区域は 517ha、市街化調整区域は 1,362ha であり、市街化区域については用途地域が定められ、住宅地、商業地、工業地等の各用途に区分されている。

表 2-4-2 都市計画の現状

区分		規模		最終指定年月日
都市計画区域		1,879 ha		昭和56年7月3日
市街化区域		517 ha		平成11年1月11日
用途地域	第一種低層住居専用地域	46.3 ha	9.0 %	
	第二種低層住居専用地域	- ha	- %	
	第一種中高層住居専用地域	71.0 ha	13.7 %	
	第二種中高層住居専用地域	69.0 ha	13.3 %	
	第一種住居地域	110.3 ha	21.3 %	
	第二種住居地域	68.0 ha	13.2 %	
	準住居地域	- ha	- %	
	近隣商業地域	26.0 ha	5.0 %	
	商業地域	23.0 ha	4.4 %	
	準工業地域	79.3 ha	15.3 %	
工業地域	24.0 ha	4.6 %		
工業専用地域	- ha	- %		
生産緑地地区		2.1 ha		平成13年10月29日
市街化調整区域		1,362 ha		平成11年1月11日

資料:宮崎県の都市計画(資料編)2019 宮崎県県土整備部都市計画課

(注)用途地域の割合は、四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

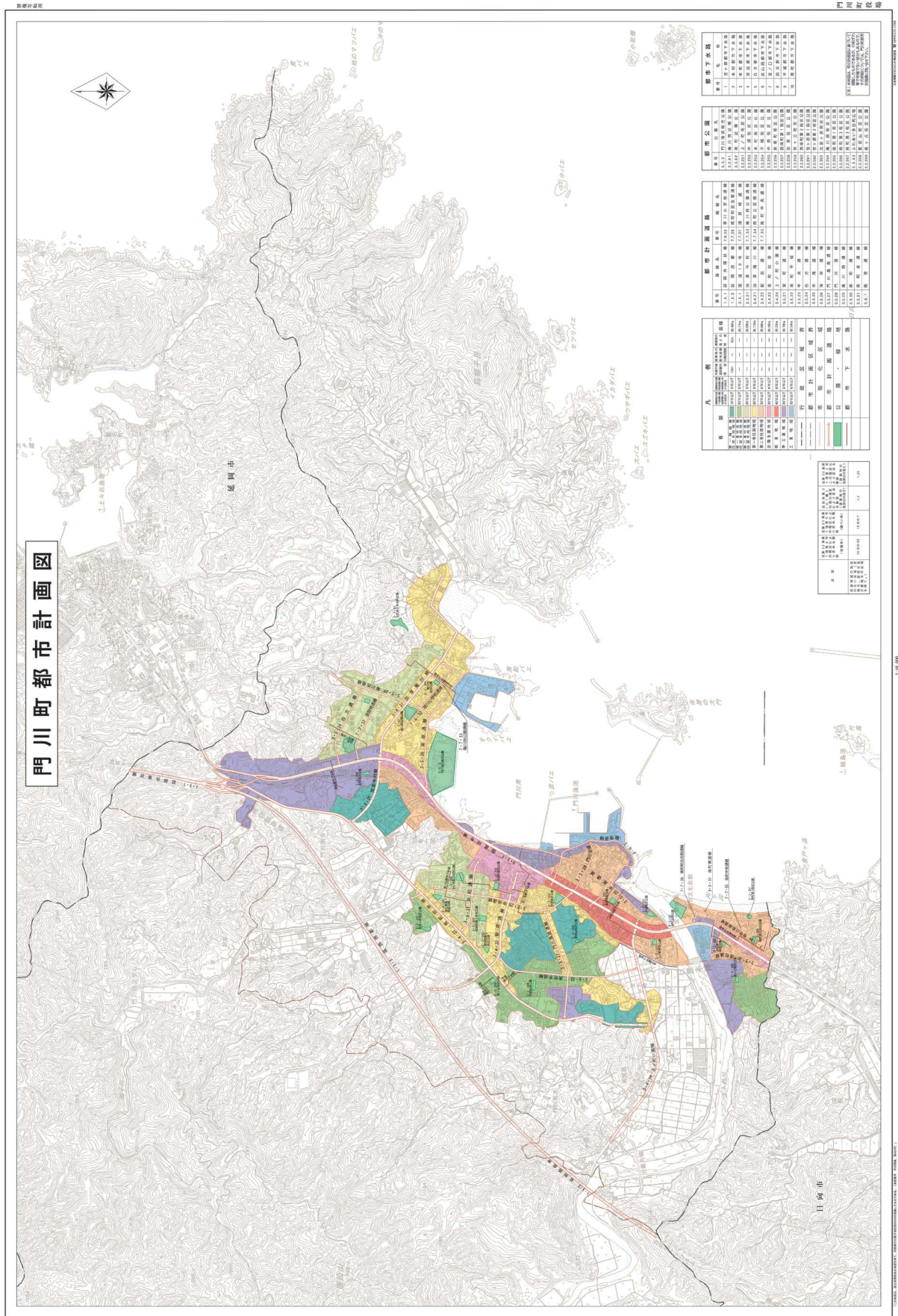


図 2-4-3 門川町都市計画図

### 3. 都市施設等

#### (1) 上水道

本町の上水道事業は、昭和28年に簡易水道の認可を受け、計画給水人口4,950人、計画1日最大給水量743m<sup>3</sup>の施設を整備し、昭和30年4月から学校、病院、事業所等と一般家庭へ給水を開始してきたが、年々増加する人口や給水量に対応するため、昭和44年1月に上水道の認可を受け、以来4次の拡張事業を経て今日に至っている。

2019（令和元）年度現在における上水道整備状況は、表2-4-3に示すとおりである。

表2-4-3 上水道整備状況（2019（令和元）年度）

項目	事業区分	上水道事業	簡易水道事業 (上井野・大原地区)
給水区域面積	(km <sup>2</sup> )	11.88	1.32
計画給水人口	(人)	17,000	491
町人口に対する普及率	(%)	95.57	1.30
給水人口	(人)	17,121	233
給水戸数	(戸)	7,461	122
計画一日最大給水量	(m <sup>3</sup> )	10,000	260

資料:門川町環境水道課

#### (2) 工業用水

本町では、工業用水は整備されていない。

#### (3) 下水道

本町では、公共下水道は整備されていない。

都市下水路の現況については、表2-4-4に示すとおりである。

表2-4-4 都市下水路の現況

名称	幅員 (m)	延長 (m)	集水面積 (ha)	備考
宮ヶ原都市下水路	1.6 - 2.0	1,600	71.0	完了
本村都市下水路	1.6 - 2.3	600	38.0	完了
本町都市下水路	1.2 - 2.5	810	51.0	完了
深迫都市下水路	1.1 - 2.8	135	18.0	完了
白方都市下水路	1.6 - 2.8	500	30.0	完了
皿山田都市下水路	1.0 - 2.5	556	32.0	完了
宮ノ口都市下水路	1.7 - 2.0	410	35.0	完了
西又都市下水路	1.9	256	49.0	完了
平城都市下水路	1.0 - 1.8	230	32.0	完了
南町都市下水路	0.7 - 1.7	1,370	33.0	完了
計		6,467		

資料:門川町都市計画マスタープラン

## (4) 一般廃棄物処理施設

本町には、一般廃棄物処理施設として、し尿処理施設、粗大ごみ破碎処理施設、資源ごみ保管施設（ストックヤード）を有している。なお、可燃ごみについては日向東臼杵広域連合の焼却施設で処理を行っている。

## (5) 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物は、排出事業者が個別に産業廃棄物処理業者に依頼して処理を行っている。

## (6) 公園・緑地等

本町の公園整備状況は、表2-4-5に示すとおりであり、平成28年3月31日現在で26箇所（面積21.42ha）の都市公園が整備されている。町民1人の公園面積は約12m<sup>2</sup>となっている。

表2-4-5 都市公園の整備状況（平成28年3月31日現在）

番号	公園名	面積(ha)	摘要	町全体	都市計画区域	市街化区域
1	上の町街区公園	0.20	完了	(18,530)人 11.55 m <sup>2</sup> /人	(17,842)人 12.01 m <sup>2</sup> /人	(16,517)人 12.96 m <sup>2</sup> /人
2	中須街区公園	0.27	完了			
3	本町街区公園	0.22	完了			
4	平城街区公園	0.60	完了			
5	中央街区公園	0.53	完了			
6	東栄町街区公園	0.28	完了			
7	西栄町街区公園	0.26	完了			
8	加草街区公園	0.11	完了			
9	栄ヶ丘街区公園	0.15	完了			
10	西栄町第2街区公園	0.18	完了			
11	宮ヶ原第1街区公園	0.26	完了			
12	宮ヶ原第2街区公園	0.44	完了			
13	北宮ヶ原街区公園	0.28	完了			
14	庵川西街区公園	0.20	完了			
15	愛宕山街区公園	0.21	完了			
16	南ヶ丘街区公園	0.17	完了			
17	庵川西近隣公園	1.00	完了			
18	南町近隣公園	1.00	完了			
19	門川海浜総合公園	10.30	完了			
20	心の杜近隣公園	3.20	完了			
21	南町第1街区公園	0.15	完了			
22	南町第2街区公園	0.14	完了			
23	南町第3街区公園	0.10	完了			
24	平城近隣公園	0.91	完了			
25	須賀崎街区公園	0.18	完了			
26	城ヶ丘街区公園	0.08	完了			
	合計	21.42				

資料：第5次門川町長期総合計画 後期計画

## 第5節 生活排水処理施設整備状況

### 1. 下水道の整備状況

本町では、公共下水道は現在整備されていない。

### 2. し尿処理施設の整備状況

本町のし尿処理施設は、昭和56年3月に竣工した門川町衛生センターである。衛生センターは、稼動開始から39年が経過しており、経年的な損傷が施設全体に及んでいる状況である。し尿処理施設の整備状況を、表2-5-1に示す。

表 2-5-1 し尿処理施設の整備状況

施設名	門川町衛生センター
施設所管	門川町
施設所在地	門川町大字門川尾末 2998-1
計画処理能力	40kL/日(し尿:28kL/日、浄化槽汚泥:12kL/日)
竣工	昭和56年3月
敷地面積	6,200m <sup>2</sup>
処理方式	水処理:標準脱窒素処理方式+高度処理 汚泥処理:脱水→乾燥→焼却 脱臭処理:高濃度臭気→燃焼脱臭(焼却炉停止時は低濃度系へ) 低濃度臭気→水・アルカリ洗浄
放流先	府内川(五十鈴川流域)

資料：門川町衛生センター精密機能検査報告書（令和2年2月）

### 3. 農業集落排水施設の整備状況

本町では、農業集落排水施設は現在整備されていない。

### 4. 漁業集落排水施設の整備状況

本町では、上納屋地区及び尾末東地区において、漁業集落環境整備事業を進める中で、漁港及び周辺の公共用水域の水質浄化を目的として汚水処理施設が整備されている。ただし、これらは生活雑排水のみの処理施設であり、し尿についてはくみ取りあるいは単独浄化槽、合併処理浄化槽にて処理を行っている。

したがって、今回の計画では、本施設による処理区域は浄化槽計画区域として分類する。漁業集落排水施設の整備状況を、表2-5-2及び図2-5-1に示す。

表 2-5-2 漁業集落排水施設の整備状況

処 理 区	上納屋地区	尾末東地区
事 業 名	漁業集落環境整備事業	生活排水処理施設事業
流 域 名	門川湾	門川湾
関係集落数	1	1
処 理 区 数	1	1
計画処理人口	2,630 人	1,240 人
工 期 年 度	昭和 62 年	昭和 62 年

## 5. コミュニティ・プラントの整備状況

本町では、コミュニティ・プラントは現在整備されていない。

## 6. 合併処理浄化槽の整備状況

本町における合併処理浄化槽の整備状況は、表 2-5-3 に示すとおりである。

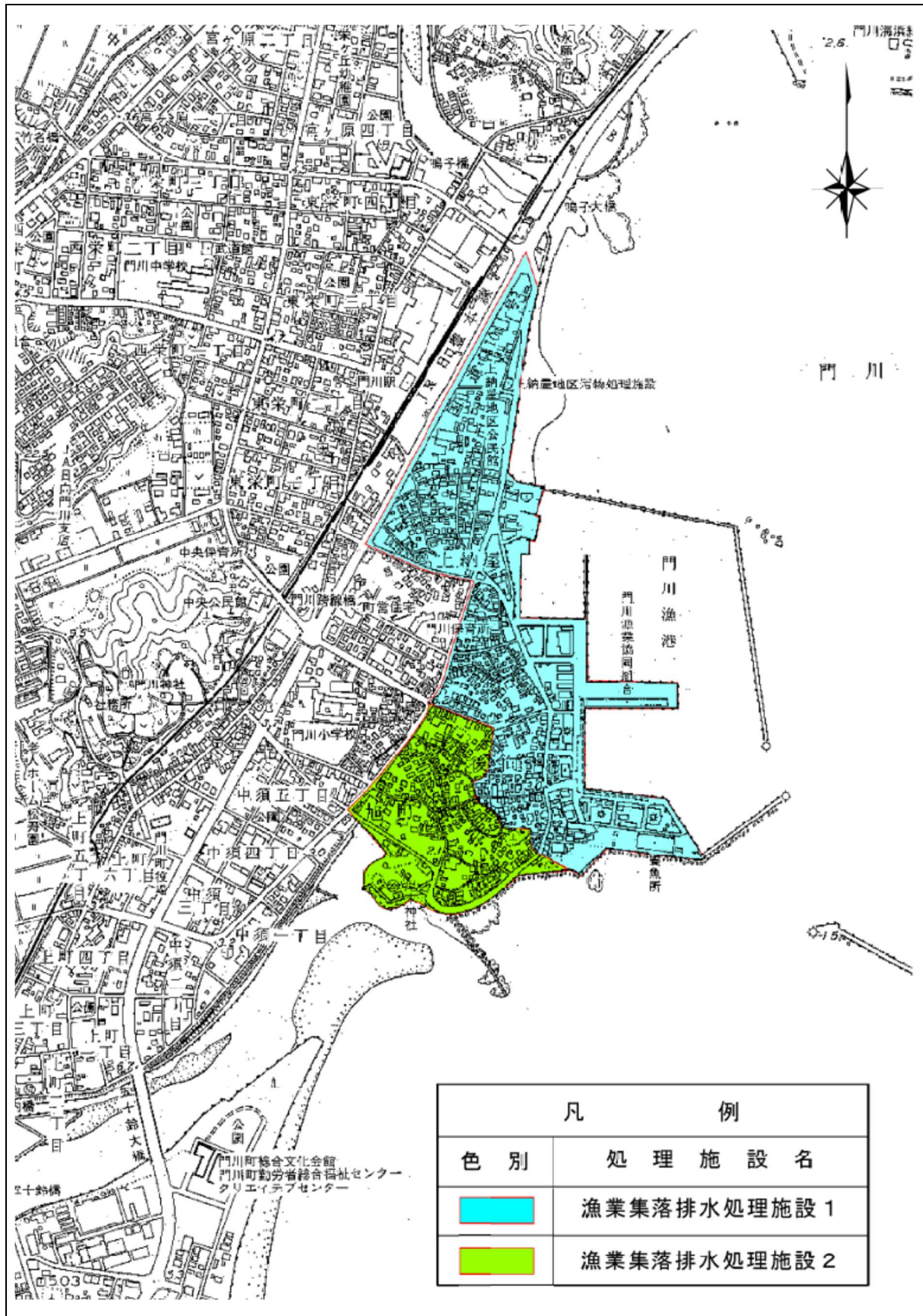
なお、南ヶ丘団地造成時に、民間設置型の大型合併処理浄化槽（1,100 人槽）が設置されている。図 2-5-2 に大型合併処理浄化槽整備状況図を示す。

表 2-5-3 合併処理浄化槽の整備状況

流域名		五十鈴川	鳴子川	丸山川	丸バエ川	新川	門川湾	計
合併処理 浄化槽 (単位:人)	501人 以上	620	0	0	0	0	0	620
	500~11人	100	81	4	87	0	270	542
	10人 以下	3,218	3,285	358	1,468	62	3,028	11,419
	合計	3,938	3,366	362	1,555	62	3,298	12,581

資料:門川町環境水道課

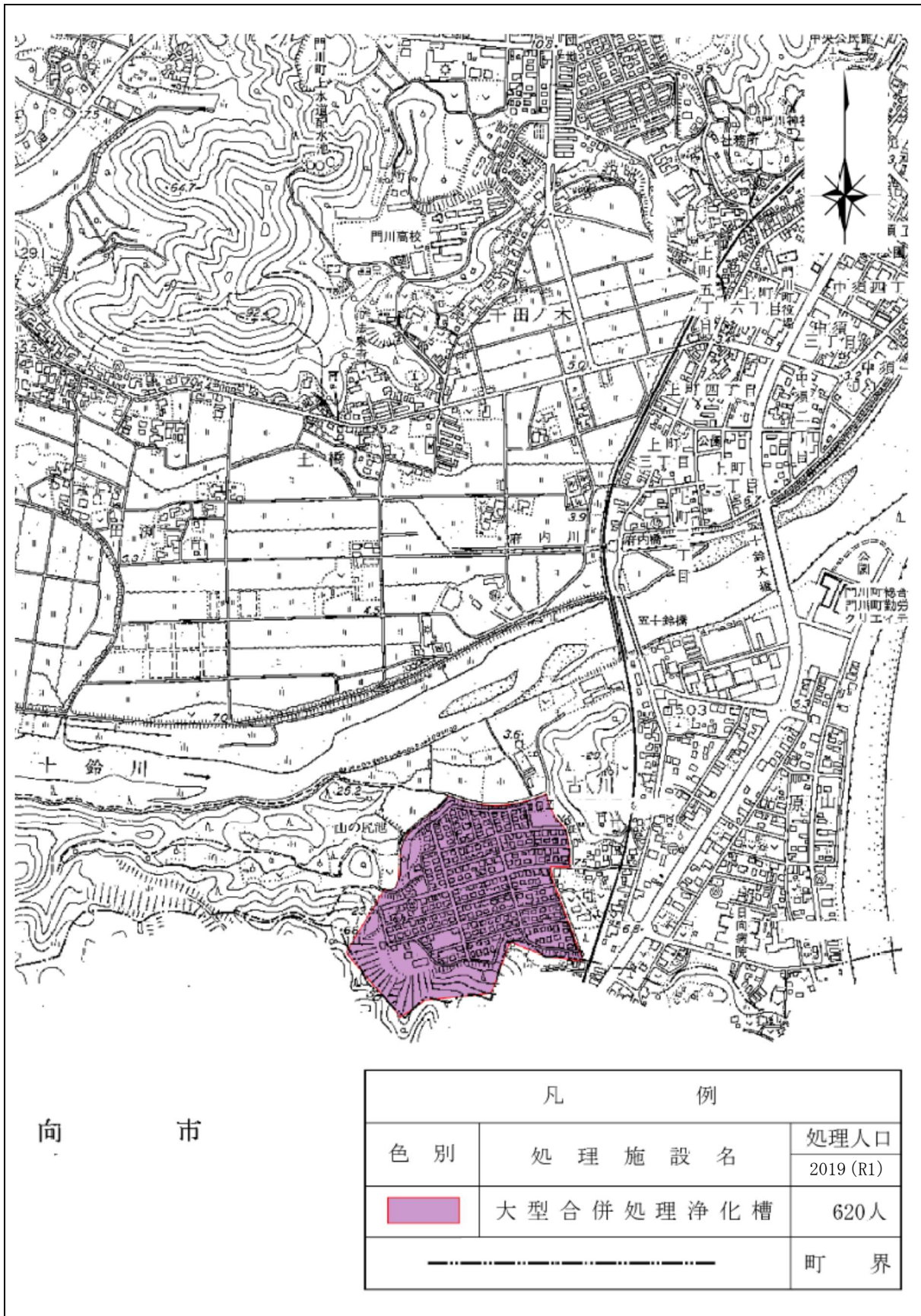
図 2-5-1 漁業集落排水事業整備状況図



図の出典：第2次計画〈中間見直し〉



図 2-5-2 大型合併処理浄化槽整備状況図



図の出典：第2次計画〈中間見直し〉

第6節 水質の現状及び動向

1. 環境基準の設定状況

本町における水域ごとの環境基準の類型指定状況は、表 2-6-1 及び図 2-6-1 に示すとおりである。また、河川及び海域における環境基準をそれぞれ表 2-6-2、表 2-6-3 に示す。

表 2-6-1 門川町に係る水域の環境基準の類型指定

区分	水 域		該当 類型	達成 期間	当初の指定 又は 最終見直し 年月日
河川 域	五十鈴川 水系	五十鈴川 (五十鈴川に流入する津々良川、三ヶ瀬川等の河川を含む。)	A	イ	昭和52年 2月25日
	鳴子川 水系	鳴子川 (鳴子川に流入する中山川等の河川を含む。)	A	ロ	昭和62年 4月1日
海 域	日豊海岸 地先水域	日豊海岸国立公園地先海域(浦城湾を含む。)	海域A	イ	昭和52年 2月25日
	尾末湾 水 域	(余島防波堤(計画されているものを含む。)、同防波堤 細島港(甲)北端と日向市と門川町の陸岸の境界点を結ぶ線及び 陸岸により囲まれた海域)	海域B	イ	昭和52年 2月25日
		尾末湾 (細島港、門川漁港及び日豊海岸国立公園地先海域に 係る海域を除く尾末湾)	海域A	イ	

資料:宮崎県環境白書

備考:達成期間の イ:直ちに達成

ロ:5年以内で可及的速やかに達成

ハ:5年を超える期間で可及的速やかに達成

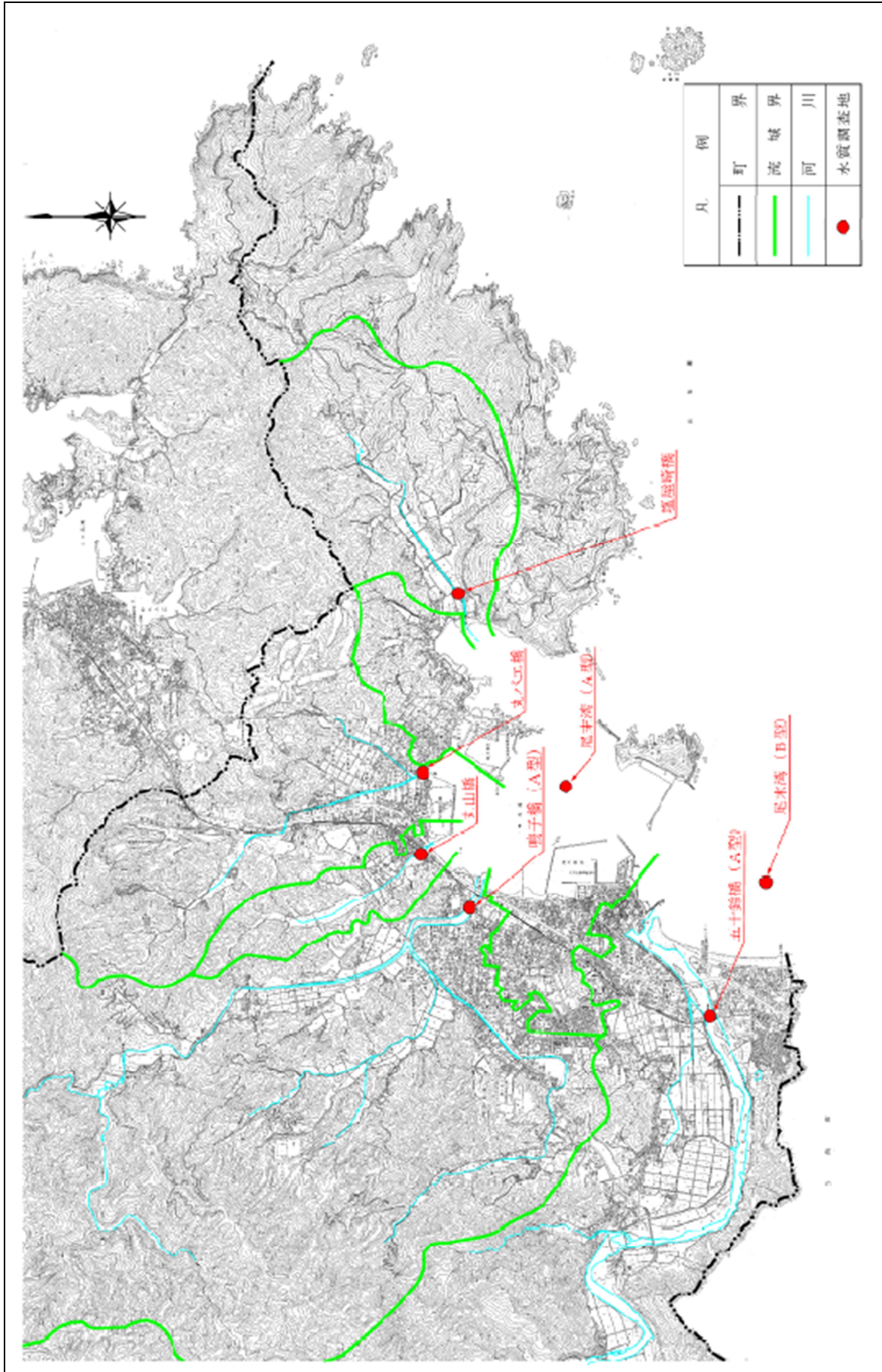


図 2-6-1 環境基準点等位置図

図の出典：第2次計画〈中間見直し〉

表 2-6-2 河川における環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級・水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

資料：宮崎県環境白書

備考：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

“ 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

“ 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

“ 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

“ 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

“ 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

“ 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 2-6-3 海域における環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級・水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

資料：宮崎県環境白書

備考：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

“ 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

## 2. 水質の現状及び動向

本町の各流域における水質の推移は、表 2-6-4 及び図 2-6-2 (1) ～ (6) に示すとおりである。

表 2-6-4 各流域の水質の推移

水域名	(測定点)	類型	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	単位
五十鈴川	(五十鈴橋)	A	0.6	<0.5	0.7	0.7	0.6	mg/L
鳴子川	(鳴子橋)	A	0.9	0.8	0.8	1.1	1.0	mg/L
丸山川	(丸山橋)	A	1.3	2.1	0.5	0.6	1.5	mg/L
丸バエ川	(丸バエ橋)	A	1.8	0.9	1.1	1.0	0.9	mg/L
新川	(塩屋崎橋)	A	1.0	0.5	<0.5	0.4	<0.5	mg/L
門川湾	(向ヶ浜沖)	A	1.4	1.5	1.4	1.8	1.7	mg/L

備考1: 河川についてはBOD75%値。門川湾はCOD75%値。

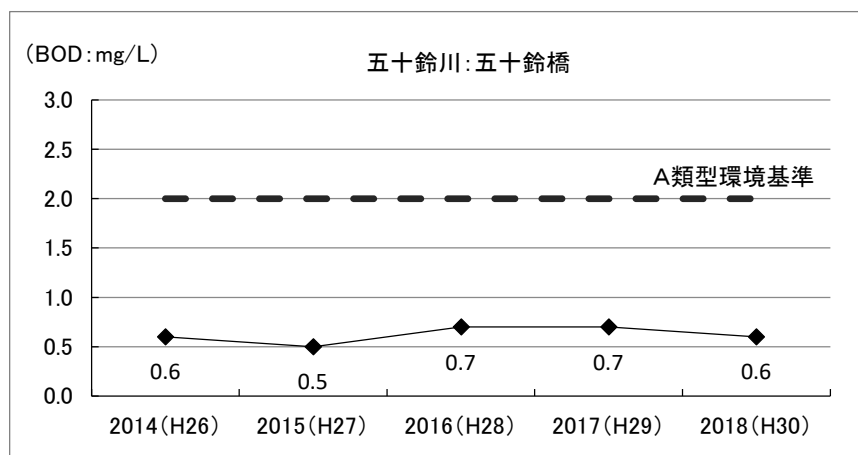
2: 五十鈴川、鳴子川、門川湾については宮崎県環境白書より。

3: 丸山川、丸バエ川、新川については門川町環境水道課による水質調査結果(各年10月調査結果)より。

## (1) 五十鈴川流域

五十鈴川(五十鈴橋)における水質(BOD75%値)は、各年ともA類型環境基準を達成しており、良好な水質が保たれている。

図 2-6-2 (1) 五十鈴川(五十鈴橋)における水質経年変化

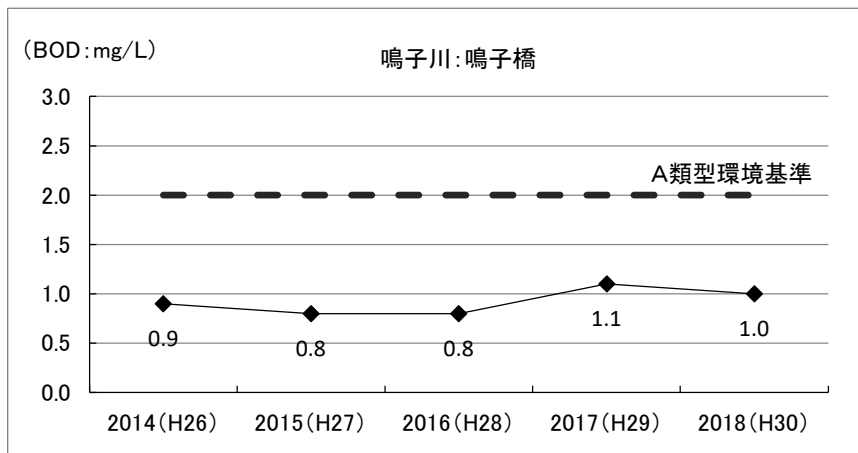


備考: 下限値未満 (<0.5mg/L) の場合は「0.5」と表示

(2) 鳴子川流域

鳴子川（鳴子橋）における水質（BOD75%値）は、各年ともA類型環境基準を達成しており、良好な水質が保たれている。

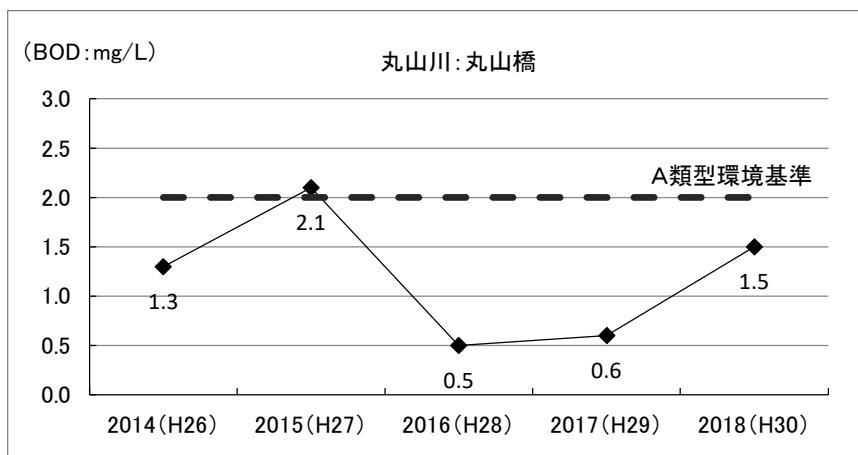
図 2-6-2 (2) 鳴子川（鳴子橋）における水質経年変化



(3) 丸山川流域

丸山川（丸山橋）における水質（BOD75%値）は、2015（平成 27）年にA類型環境基準の超過が見られる。それ以外は環境基準を達成しているが、各年で変動も見られることから今後の推移を見守る必要がある。

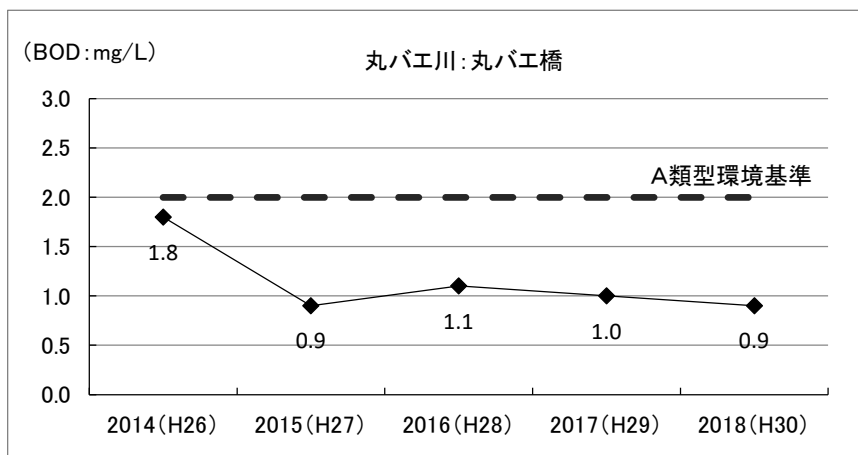
図 2-6-2 (3) 丸山川（丸山橋）における水質経年変化



(4) 丸バエ川流域

丸バエ川（丸バエ橋）における水質（BOD75%値）は、各年ともA類型環境基準を達成しており、良好な水質が保たれている。

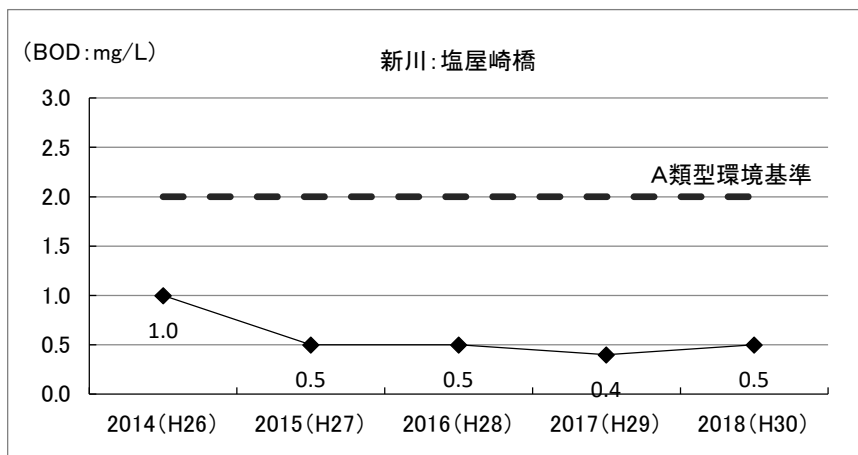
図 2-6-2 (4) 丸バエ川（丸バエ橋）における水質経年変化



(5) 新川流域

新川（塩屋崎橋）における水質（BOD75%値）は、各年ともA類型環境基準を達成しており、良好な水質が保たれている。

図 2-6-2 (5) 新川（塩屋崎橋）における水質経年変化

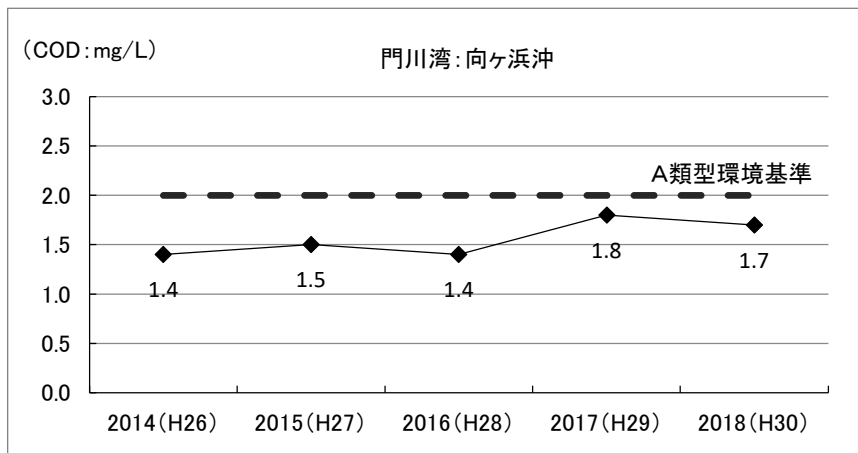


備考：下限値未満 (<0.5mg/L) の場合は「0.5」と表示

(6) 門川湾海域

門川湾（向ヶ浜沖）における水質（COD75%値）は、各年ともA類型環境基準を達成しており、良好な水質が保たれているが、今後の推移を見守る必要がある。

図 2-6-2 (6) 門川湾（向ヶ浜沖）における水質経年変化





### 3. 排出汚濁負荷量

#### (1) 生活排水の排出状況

生活排水処理人口は、表 2-6-5 及び図 2-6-3 に示すとおりである。し尿（水洗トイレ排水）と生活雑排水を合わせて処理している人口（水洗化・生活雑排水処理人口）は、合併処理浄化槽の普及に伴って増加しており、生活雑排水が未処理となっている人口（単独浄化槽人口、し尿くみ取り人口）は減少している。

その結果、生活排水処理率（計画処理区域内人口に対する水洗化・生活雑排水処理人口の割合）は向上しており、2019（令和元）年度には 69.9%となっている。

表 2-6-5 流域別生活排水処理人口

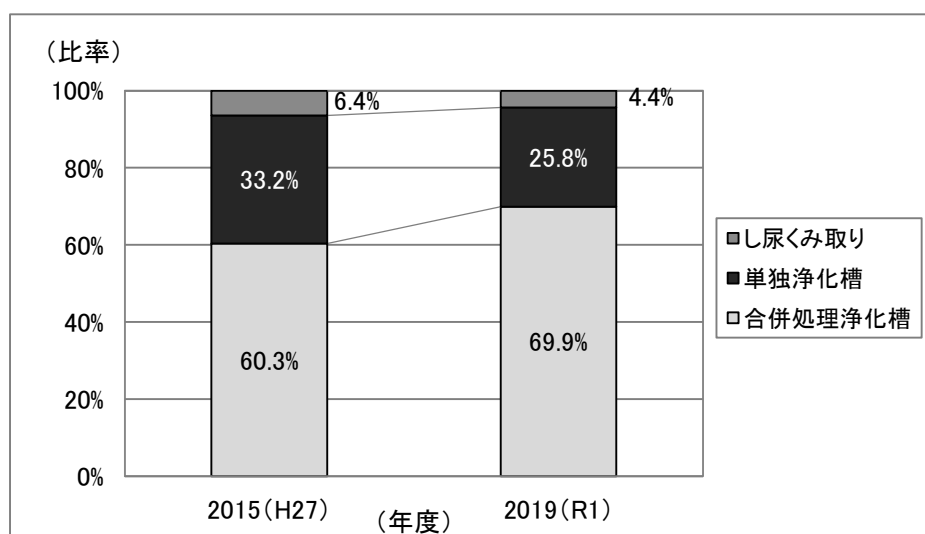
単位：人

区 分	年 度	2015 (H27)	2019 (R1)					合計	
			五十鈴川 流域	鳴子川 流域	丸山川 流域	丸ノエ川 流域	新 川 流域		門川湾 海域
計画処理区域内人口		18,530	4,505	4,970	580	1,970	88	5,894	18,007
水洗化・生活雑排水処理人口	公共下水道	0	0	0	0	0	0	0	0
	コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽	11,177	3,938	3,366	362	1,555	62	3,298	12,581
	漁業集落排水	0	0	0	0	0	0	0	0
	水洗化・生活雑排水 未処理人口(単独浄化槽)	6,160	413	1,414	208	378	16	2,213	4,642
し尿くみ取り人口	1,193	154	190	10	37	10	383	784	
計画処理区域外人口		0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率		60.3%	87.4%	67.7%	62.4%	78.9%	70.5%	56.0%	69.9%

備考：生活排水処理率(%)=水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口×100

資料：門川町環境水道課

図 2-6-3 生活排水処理人口の割合



(2) 各流域に係る排出汚濁負荷量

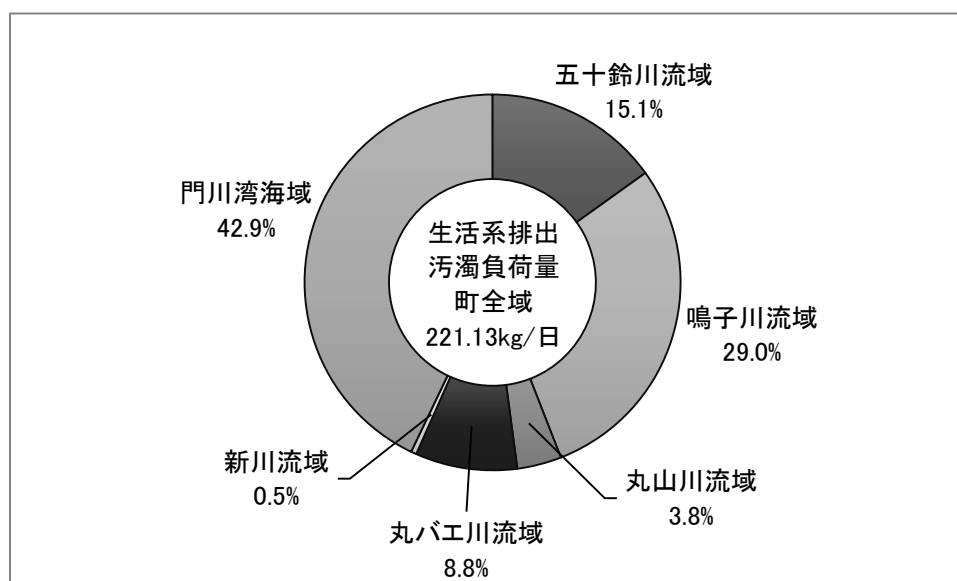
各流域に係る生活系の排出汚濁負荷量は、表 2-6-6 及び図 2-6-4 に示すとおりである。2019 (令和元) 年度においては町全域で 221.13kg/日と推計され、流域別には五十鈴川流域で 33.37kg/日 (町全域の 15.1%)、鳴子川流域で 64.12kg/日 (同 29.0%)、丸山川流域で 8.42kg/日 (同 3.8%)、丸バエ川流域で 19.40kg/日 (同 8.8%)、新川流域で 1.03kg/日 (同 0.5%)、門川湾海域で 94.79kg/日 (同 42.9%) となっている。

表 2-6-6 各流域に係る排出汚濁負荷量 (2019 (令和元) 年度) 単位: kg/日

流域名 項目	五十鈴川 流域	鳴子川 流域	丸山川 流域	丸バエ川 流域	新川 流域	門川湾 海域	町全域
生活系 排出汚濁負荷量	33.37 (15.1%)	64.12 (29.0%)	8.42 (3.8%)	19.40 (8.8%)	1.03 (0.5%)	94.79 (42.9%)	221.13 (100.0%)

備考: ( )内は排出汚濁負荷量合計に対する割合(四捨五入の関係で合計と内訳の和が一致しない)

図 2-6-4 排出汚濁負荷量の流域別割合



## 第3章 計画の目標



## 第3章 計画の目標

---

### 第1節 基本理念

近年、少子高齢化の進行、地球規模での環境問題の顕在化、国際化・高度情報化の進展などにより、生活をとりまく環境は大きく変化しつつある。このように生活様式が多様化する中、河川・海域等の公共用水域の水質汚濁が懸念されており、行政、住民、事業者が一体となって適切な生活排水対策を行い、より良い自然環境を次の世代へ残す責務がある。

かつて、河川・海域等の公共用水域における水質汚濁の主たる原因は、工場や事業所などから排出される産業系排水であったが、昭和51年に公害対策基本法に基づく公害防止地域の指定を受け、公共用水域の監視を行うとともに、工場や事業所の監視指導を積極的に進めてきた結果、産業型の汚濁は減少しており、現在は一般家庭等から排出される生活排水が大きな原因となっている。

一般家庭から排出される生活排水対策としては、地域の実情に応じて、公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設を整備することにより進められている。

本町においては、1992（平成4）年度に策定した「門川町生活排水対策総合基本計画」、2008（平成20）年度に策定した「第2次計画（2016（平成28）年度に中間見直し）」に基づき、合併処理浄化槽の整備や学習会・講習会などの住民啓発により生活排水対策を推進しているところであるが、生活排水処理率は2019（令和元）年度で69.9%であり、残りの約30%は生活雑排水が未処理のまま河川・海域等に排出されていることから、公共用水域の水質汚濁の原因となっているものと思われる。

このような状況を踏まえ、第6次門川町長期総合計画では、町の将来像「日本一住みよい門川町」を実現するため、「快適生活のまちづくり」を政策の柱のひとつに位置付けており、引き続き、行政と住民が一体となって公共用水域の水質浄化のための啓発活動に取り組むとともに、合併処理浄化槽による生活排水処理施設の整備を推進し、快適な生活環境づくりを目指すことを基本理念とする。

## 第2節 計画の目標設定

本計画に係る目標は、流域単位に設定し、他の事業計画等との整合を図りつつ、財政状況や処理施設の耐用年数等を検討の上、目標及び目標年次を定める。生活排水対策の推進により流域単位で目標達成を目指し、全体として2030（令和12）年度までに目標が達成されるよう努めることとする。

流域ごとの目標は、次の取り組み及び背景等をもって定めるものとする（目標水質、背景、住民の意見については、1992（平成4）年度策定の門川町生活排水対策総合基本計画より）。

表3-2-1 五十鈴川流域に係る目標水質および目標年次等

目標水質	<b>きれいな川を未来に残そう五十鈴川</b>	
目標年次	2030（令和12）年度	
背景	近年は、生活排水による水質汚濁の進行により水生生物の生息が困難になっている。このようなことから心の豊かさが満喫できる自然環境を取り戻し、かけがえのない自然を後世に引き継ぐことが必要である。	
生活排水対策 （取り組み）	施設整備	・ 合併処理浄化槽の設置
	啓 発	・ 地区ごとの実践活動 ・ 五十鈴川流域森と水を守る協議会を中心に啓発活動を推進する。
住民の意見	住民アンケート調査では、住民の80%がある程度負担をしても施設整備を行うべきだとしている。	

表3-2-2 鳴子川流域に係る目標水質および目標年次等

目標水質	<b>きれいな川にしましょう鳴子川</b>	
目標年次	2030（令和12）年度	
背景	近年は、生活排水による水質汚濁の進行により水生生物の生息が困難になっている。このようなことから心の豊かさが満喫できる自然環境を取り戻し、かけがえのない自然を後世に引き継ぐことが必要である。	
生活排水対策 （取り組み）	施設整備	・ 合併処理浄化槽の設置
	啓 発	・ 地区ごとの実践活動
住民の意見	住民アンケート調査では、住民の80%がある程度負担をしても施設整備を行うべきだとしている。	

表 3-2-3 丸山川・丸バエ川・新川および門川湾海域に係る目標水質および目標年次等

目標水質	<b>甞れふるさとの川や海</b>	
目標年次	2030（令和12）年度	
背景	近年は、生活排水による水質汚濁の進行により水生生物の生息が困難になっている。このようなことから心の豊かさが満喫できる自然環境を取り戻し、かけがえのない自然を後世に引き継ぐことが必要である。	
生活排水対策 （取り組み）	施設整備	・ 合併処理浄化槽の設置
	啓 発	・ 地区ごとの実践活動
住民の意見	住民アンケート調査では、住民の80%がある程度負担をしても施設整備を行うべきだとしている。	





## 第4章 生活排水処理施設整備計画



## 第4章 生活排水処理施設整備計画

### 第1節 生活排水処理施設の整備事業の検討

#### 1. 生活排水処理施設の整備事業

生活排水処理施設には、集合処理施設として「下水道」、「集落排水施設」、「コミュニティ・プラント」などがあり、個別処理施設として「浄化槽」がある。

これらの排水処理施設は設置の根拠となる法律が異なっており、下水道は「下水道法」、集落排水施設や浄化槽は「浄化槽法」、コミュニティ・プラントは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」を根拠としている。

また、所管省庁も異なっており、国土交通省、農林水産省、環境省が所管する事業に対しては国の補助（交付金）制度があり、総務省が所管する事業は地方単独事業として実施し、地方交付税措置が講じられる。

それぞれの事業概要を表 4-1-1 に示す。

#### 2. 集合処理と個別処理の経済性比較

集合処理として「公共下水道事業」を想定する場合と、個別処理として「浄化槽事業」を想定する場合の経済性比較は、本計画の第2次計画中間見直し時に実施しており、その結果は表 4-1-2 に示すとおりである。これは、平成 15 年度時点で計画されていた公共下水道区域内だけで比較を行ったものであり、浄化槽事業が公共下水道事業に比べてはるかに安価であることが確認されている。

表 4-1-2 集合処理と個別処理の経済性比較

	負担区分	下水道	浄化槽	
			市町村設置型	個人設置型
建設費	① 国費 (円)	5,771,400,000	602,400,000	240,900,000
	② 起債 (円)	9,686,300,000	1,024,100,000	—
	③ 市町村費 (円)	—	—	482,000,000
	④ 住民(分担金) (円)	11,202,900,000	180,700,000	1,084,300,000
	計	26,660,600,000	1,807,200,000	1,807,200,000

出典：門川町生活排水対策総合基本計画(第2次)〈中間見直し〉平成 29 年 3 月

この結果を踏まえて、本町では第2次計画の中で「浄化槽事業により生活排水対策を推進していく」という方針を立てている。

表 4-1-1 生活排水処理施設の整備事業の概要

処理区分	法区分	施設区分	種別	所管省	事業主体	採択要件等	
						事業内容、事業対象地域	規模(計画人口等)
集合処理	下水道法	下水道	流域下水道	国土交通省	都道府県	2以上の市町村の下水を排除し処理する広域的な下水道で、都道府県が設置・管理する幹線管渠と終末処理場の基幹施設からなる。	原則10万人以上、または5万人かつ3市町村以上
					市町村	都市計画区域内の主として市街地における下水を排除し、または処理する下水道で市町村が管理するもの。	
					市町村	市町村が独自で終末処理場を有するもの。	制限なし
					市町村	市町村独自では終末処理場を持たず、都道府県の流域下水道幹線へ接続し、その処理を委ねるもの。	
					市町村	市街化区域以外の農山漁村や自然保護を必要とする地域の水質保全のために実施する下水道。	1,000～10,000人程度
					市町村	上記のうち、水質保全上、緊急に整備を必要とする区域において実施するもの。	1,000人未満
					市町村、土地改良区等	農業振興地域における農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善を図る目的として、同地域内の集落において実施するもの。	原則として1,000人程度以下、20戸以上
					市町村	漁港法により指定された漁港の背後集落における生活環境の改善を目的に実施するもの。	100人～5,000人程度
					市町村、森林組合等	農業振興地域、森林整備市町村等の生活環境基盤の整備を促進する目的として、同地域内の集落において実施するもの。	原則として1,000人程度以下、20戸以上
					市町村、農業協同組合等	中山間地域の活性化と定住促進を図る目的として振興山村地域(山村振興法により指定)等において実施するもの。	住宅戸数3戸以上20戸未満
個別処理	浄化槽法	浄化槽	小規模集合排水処理施設	総務省(地方単独事業)	市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、小規模なものの整備促進を図るもの。ただし、農業振興地域においては、農業集落排水事業の対象とならないものを整備するもの。	原則として2戸以上20戸未満 ただし処理対象全体で10戸以上整備	
			コミュニティ・プラント	環境省	市町村が地域し尿処理施設を設置し、し尿と雑排水を合わせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るもの。	101人～30,000人	
			浄化槽設置整備事業(個人設置型)	環境省	下水道等の計画区域外で個人などが設置する際に市町村が補助して整備される。	制限なし(戸別に設置)	
個別処理	浄化槽法	浄化槽	浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)	環境省	下水道等の計画区域外で生活排水対策の緊急性が高い地域等において市町村が設置主体となって整備される。	原則として20戸以上(一定地域内の全戸)	
			個別排水処理施設整備事業	総務省(地方単独事業)	①集合処理区域の周辺地域や②浄化槽市町村整備推進事業の対象地域において、市町村が設置する浄化槽。	①年間20戸未満 ②年間10戸以上20戸未満	

資料:国土交通省ホームページ、下水道経営ハンドブック(ほか)

### 3. 浄化槽事業の概要

浄化槽事業には、大きく「浄化槽設置整備事業（個人設置型）」と「浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）」の2つがあり、それぞれの事業概要や特徴は次のとおりである。

#### (1) 浄化槽設置整備事業（個人設置型）

この事業は、市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と生活雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。

市町村が生活雑排水対策を促進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置又は改築を行う者に対し、それらに要する費用を市町村が助成する事業を行っている場合に、国がその費用の一部を助成する。なお、設置には、単独浄化槽の撤去に必要な工事（浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）も含まれる。

##### 1) メリット

- 経済的、時期的に設置者（住民）の事情に合わせて推進できる。
- 設置者個人の自己管理、自己責任が徹底され、工事を知り合いや町内の業者に依頼することが多いため、地元への経済効果が期待できる。
- 事業が単年度ごとに処理され、財政的な管理を健全な形で維持できる。

##### 2) デメリット

- 設置者（住民）の設置時の費用負担が大きい。
- 維持管理が適正に行われない場合が多く、法定検査も近年上昇してきたとは言え、まだ受検率は十分ではない。

7条検査（設置時の検査）：宮崎県の受検率 95.2%、全国平均受検率 94.4%  
 11条検査（年1回の検査）：宮崎県の受検率 54.8%、全国平均受検率 43.1%

資料：環境省 報道発表資料 平成30年度における浄化槽の設置状況等について

#### (2) 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）

この事業は、市町村が設置主体となって浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と生活雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。

生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、市町村自らが設置主体となり、地域を単位として浄化槽の面的整備を行うのに必要な費用を国が助成する。

##### 1) メリット

- 使用者（住民）の設置時の費用負担が軽減される。この事業を採用した場合、住民負担が少なくなるため、整備効果は上がりやすくなる。

## 第4章 生活排水処理施設整備計画

- 市町村が浄化槽の設置主体となるため、適切な維持管理と安定した処理水質が確保できる。
- 計画的な面整備を行うため、地区単位での生活排水処理対策が実施できる。

### 2) デメリット

- 町の財政負担が増加する恐れがある。
  - ・個人設置型と比較すると町の負担は大きくなる。
  - ・設置場所がない箇所では、用地取得が必要になる。
  - ・市町村が工事や管理を行うため、専門的な知識を持った職員を養成する必要がある。
  - ・使用者（住民）の未納があった場合でも維持管理費は市町村が負担しなければならない。
- 住民からの理解がないと事業が進まない。
  - ・各住民の経済事情に左右される。（特に高齢者世帯）
- 使用料や分担金等の費用額の設定を慎重に行う必要がある。
  - ・高いと事業不参加、安いと赤字を補填しなければならない。
- 既に設置されている浄化槽の維持管理を行う必要がある。
  - ・所有権を移転してもらわなければならない。
  - ・設置時期により不公平が生じる。
  - ・不備のある浄化槽の取り扱い（移転、管理）の問題が発生する。

## 4. 採用事業

前項の浄化槽事業の概要や特徴（メリット・デメリット）を勘案し、本町では町内全域を対象として「浄化槽設置整備事業（個人設置型）」を推進しており、引き続き、本事業の推進によって町の生活排水対策を進めていくこととする。

（採用理由）

- 経済的、時期的に設置者（住民）の事情に合わせて推進できる。
- 設置者個人の自己管理、自己責任が徹底され、工事を知り合いや町内の業者に依頼することが多いため、地元への経済効果が期待できる。
- 事業が単年度ごとに処理され、財政的な管理を健全な形で維持できる。
- 市町村設置型では、町の財政負担が増加する恐れがある。
  - ・個人設置型と比較すると町の負担は大きくなる。
  - ・設置場所がない箇所では、用地取得が必要になる。
  - ・町が工事や管理を行うため、専門的な知識を持った職員を養成する必要がある。
  - ・使用者（住民）の未納があった場合でも維持管理費は町が負担しなければならない。

出典：第2次計画〈中間見直し〉

ただし、以下のデメリットを考慮し、整備を推進するため、設置に関して一定の補助を行いながら、維持管理に関して啓発を行っていくこととする。

- 設置者（住民）の設置時の費用負担が大きい。
- 法定検査の受検率が低い。

## 5. その他

### (1) 事業所排水等について

生活排水対策は、主に各家庭から排出される排水（台所排水、トイレ排水、風呂排水、洗濯排水）を対象としたものである。したがって、事業所排水等については、別途検討を行う必要がある。

#### 1) 事業所排水

事業所排水については「水質汚濁防止法」により排水に規制がかけられている。

##### 水質汚濁防止法の要旨

原則 50m<sup>3</sup>/日以上 の排水量の工場・事業所からの排水は、BOD で最高 160mg/L、平均 120mg/L の水質を守らなければならない。

ただし、本町内には水産物加工場を含めて上記事項に該当しない小規模な事業所等多数立地している。

これらの事業所等についても、上記排水基準に準拠した排水処理施設設置を行うよう業界団体等の協力を求める必要がある。

#### 2) 水産施設

漁港の水揚げ場等の公共施設については、別途水産庁所管の補助事業採択について検討を行うことも考えられる。

### (2) 漁業集落排水施設

現在稼動している漁業集落排水施設は、し尿以外の生活雑排水のみを対象としている。

そこで、施設の維持管理に努めながら、合併処理浄化槽普及率、人口減少、水産加工業者の減少を鑑み、区域内の排水処理について検討を行っていく。

## 第2節 生活排水処理施設整備の基本方針

本町は、第6次門川町長期総合計画において「日本一住みよい門川町」を目標に位置づけている。この目標の実現のため「快適生活のまちづくり」を政策の柱のひとつにし、住みやすさの基本となる環境の保全・生活基盤整備・安全の確保などを進め、快適なまちを目指している。

この目標達成のため、生活環境面では、生活排水対策として、地域の特性にあった生活排水処理施設の整備を計画的に推進するものとし、施設整備の基本方針を次のように定める。

### 生活排水処理施設整備の基本方針

- ① 本町全域(南ヶ丘団地を除く)において、引き続き、浄化槽設置整備事業(個人設置型)を推進することにより、生活排水対策を進める。
- ② 既に各家庭に設置されている浄化槽の維持管理については、管理者に浄化槽法に基づく保守点検・清掃の実施・定期点検を受けるなどの指導を徹底する。
- ③ 単独浄化槽を設置している家庭、あるいはし尿くみ取りの家庭については、合併処理浄化槽への転換を促進する。
- ④ これまで、高度処理型の浄化槽の設置についても助成を行っており、引き続き普及促進を図る。
- ⑤ 浄化槽による生活排水処理に伴い発生する汚泥(浄化槽汚泥)は、引き続き門川町衛生センターで適正処理を行うが、衛生センターは稼動開始から39年が経過しており、老朽化が施設全体に及んでいることから、適正な維持管理と処理機能の維持に努めるとともに、新たな処理施設の整備に取り組む。



### 第3節 流域人口

本町の現在（2019（令和元）年度）及び将来（2030（令和12）年度）の流域別人口は、表4-3-1に示すとおりである。

表4-3-1 現在および将来の流域人口 単位：人

流域	区分	現在	将来
		2019(R1)年度	2030(R12)年度
五十鈴川流域		4,505	4,175
鳴子川流域		4,970	4,609
丸山川流域		580	534
丸バエ川流域		1,970	1,820
新川流域		88	83
門川湾海域		5,894	5,477
全流域		18,007	16,698

備考1:現在の人口は、2019(令和元)年9月30日現在の住基人口。

2:将来人口は、推計値。

### 第4節 流域別生活排水処理人口

本町の流域別生活排水処理人口は、表4-4-1に示すとおり、将来（2030（令和12）年度）において、五十鈴川流域では約97%、鳴子川流域では約81%、丸山川流域では約78%、丸バエ川流域では約90%、新川流域では約88%、門川湾海域では約72%、町全域では約83%の処理率を見込んでいる。

表4-4-1 流域別生活排水処理人口 単位：人

区分	五十鈴川流域		鳴子川流域		丸山川流域		丸バエ川流域		新川流域		門川湾海域		合計	
	2019年 (R1)	2030年 (R12)	2019年 (R1)	2030年 (R12)	2019年 (R1)	2030年 (R12)	2019年 (R1)	2030年 (R12)	2019年 (R1)	2030年 (R12)	2019年 (R1)	2030年 (R12)	2019年 (R1)	2030年 (R12)
計画処理区域内人口	4,505	4,175	4,970	4,609	580	534	1,970	1,820	88	83	5,894	5,477	18,007	16,698
水洗化・生活雑排水処理人口	3,938	4,043	3,366	3,751	362	417	1,555	1,645	62	73	3,298	3,939	12,581	13,868
(1)公共下水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)コミュニティプラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3)合併処理浄化槽	3,938	4,043	3,366	3,751	362	417	1,555	1,645	62	73	3,298	3,939	12,581	13,868
(4)漁業集落排水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口(単独浄化槽)	413	96	1,414	756	208	112	378	159	16	6	2,213	1,311	4,642	2,440
し尿くみ取り人口	154	36	190	102	10	5	37	16	10	4	383	227	784	390
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率(%)	87.4%	96.8%	67.7%	81.4%	62.4%	78.1%	78.9%	90.4%	70.5%	88.0%	56.0%	71.9%	69.9%	83.1%

第5節 生活排水処理施設整備計画

1. 生活排水処理施設整備計画

生活排水処理施設整備の基本方針に基づく施設整備計画は表 4-5-1 に、事業費見込みの内訳は表 4-5-2 に示すとおりである。

なお、整備予定期間については、財政状況等を勘案し適宜、整備年度の検討を行うものとする。

表 4-5-1 流域別生活排水処理施設整備計画

流域名	処理施設名	計画処理区域	2021(R3)～2030(R12)	
			処理人口増加数(人)	事業費見込み(万円)
五十鈴川	浄化槽	大字川内地区 大字門川尾末地区の一部	93	3,202.8
鳴子川		大字門川尾末地区の一部 大字加草地区の一部	350	10,362.0
丸山川		大字加草地区の一部	50	1,884.0
丸バエ川		大字加草地区の一部 大字庵川地区の一部	81	2,826.0
新川		大字庵川地区の一部	10	942.0
門川湾		大字門川尾末地区の一部 大字庵川地区の一部	586	13,753.2
門川町 合計			1,170	32,970.0

表 4-5-2 生活排水処理施設整備計画の年度内訳 (2021(R3)～2025(R7))

流域名	処理施設名	項目	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	計(R3～R7)
五十鈴川	浄化槽	整備費用小計(万円)	376.8	376.8	376.8	376.8	376.8	1,884.0
		新規接続人口(人)	12	11	11	10	10	54
		新規設置基数(基)	4	4	4	4	4	20
鳴子川	浄化槽	整備費用小計(万円)	1,036.2	1,036.2	1,036.2	1,036.2	1,036.2	5,181.0
		新規接続人口(人)	35	35	35	35	35	175
		新規設置基数(基)	11	11	11	11	11	55
丸山川	浄化槽	整備費用小計(万円)	188.4	188.4	188.4	188.4	188.4	942.0
		新規接続人口(人)	5	5	5	5	5	25
		新規設置基数(基)	2	2	2	2	2	10
丸バエ川	浄化槽	整備費用小計(万円)	282.6	282.6	282.6	282.6	282.6	1,413.0
		新規接続人口(人)	9	9	8	8	8	42
		新規設置基数(基)	3	3	3	3	3	15
新川	浄化槽	整備費用小計(万円)	94.2	94.2	94.2	94.2	94.2	471.0
		新規接続人口(人)	1	1	1	1	1	5
		新規設置基数(基)	1	1	1	1	1	5
門川湾	浄化槽	整備費用小計(万円)	1,318.8	1,318.8	1,318.8	1,318.8	1,318.8	6,594.0
		新規接続人口(人)	55	56	57	58	58	284
		新規設置基数(基)	14	14	14	14	14	70
浄化槽 合計		整備費用小計(万円)	3,297.0	3,297.0	3,297.0	3,297.0	3,297.0	16,485.0
		新規接続人口(人)	117	117	117	117	117	585
		新規設置基数(基)	35	35	35	35	35	175
町補助分		整備費用小計(万円)	329.7	329.7	329.7	329.7	329.7	1,648.5

表 4-5-2 生活排水処理施設整備計画の年度内訳 (2026(R8)～2030(R12))

流域名	処理施設名	項目	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	計 (R8～R12)
五十鈴川	浄化槽	整備費用小計 (万円)	282.6	282.6	282.6	282.6	188.4	1,318.8
		新規接続人口 (人)	9	9	8	7	6	39
		新規設置基数 (基)	3	3	3	3	2	14
鳴子川	浄化槽	整備費用小計 (万円)	1,036.2	1,036.2	1,036.2	1,036.2	1,036.2	5,181.0
		新規接続人口 (人)	35	35	35	35	35	175
		新規設置基数 (基)	11	11	11	11	11	55
丸山川	浄化槽	整備費用小計 (万円)	188.4	188.4	188.4	188.4	188.4	942.0
		新規接続人口 (人)	5	5	5	5	5	25
		新規設置基数 (基)	2	2	2	2	2	10
丸バエ川	浄化槽	整備費用小計 (万円)	282.6	282.6	282.6	282.6	282.6	1,413.0
		新規接続人口 (人)	8	8	8	8	7	39
		新規設置基数 (基)	3	3	3	3	3	15
新川	浄化槽	整備費用小計 (万円)	94.2	94.2	94.2	94.2	94.2	471.0
		新規接続人口 (人)	1	1	1	1	1	5
		新規設置基数 (基)	1	1	1	1	1	5
門川湾	浄化槽	整備費用小計 (万円)	1,413.0	1,413.0	1,413.0	1,413.0	1,507.2	7,159.2
		新規接続人口 (人)	59	59	60	61	63	302
		新規設置基数 (基)	15	15	15	15	16	76
浄化槽 合計		整備費用小計 (万円)	3,297.0	3,297.0	3,297.0	3,297.0	3,297.0	16,485.0
		新規接続人口 (人)	117	117	117	117	117	585
		新規設置基数 (基)	35	35	35	35	35	175
町 補助分		整備費用小計 (万円)	329.7	329.7	329.7	329.7	329.7	1,648.5

備考: 1 新規設置基数は、過去5年間(H27～R1)における合併処理浄化槽1基当たり平均人員数(3.33人)より算定。

- 2 次の費用は未計上。  
 ・合併処理浄化槽の放流先である道路側溝等の水路築造費  
 ・合併処理浄化槽の維持管理費  
 ・汚泥処理施設の建設費、維持管理費

- 3 合併処理浄化槽の整備費用の算定に当たり、「都道府県構想策定マニュアル(平成26年1月)」に示される「浄化槽の設置費用(標準タイプ)」と設置基数内訳(5人槽:22基、6～7人槽:10基、8～10人槽:3基と仮定)から、加重平均にて単価を算定。

5人槽	837,000 円/基 × 22 基	加重平均により 単価 = (837,000 × 22 + 1,043,000 × 10 + 1,375,000 × 3) / 35 = 942,000 円/基
6～7人槽	1,043,000 円/基 × 10 基	
8～10人槽	1,375,000 円/基 × 3 基	
計	35 基	

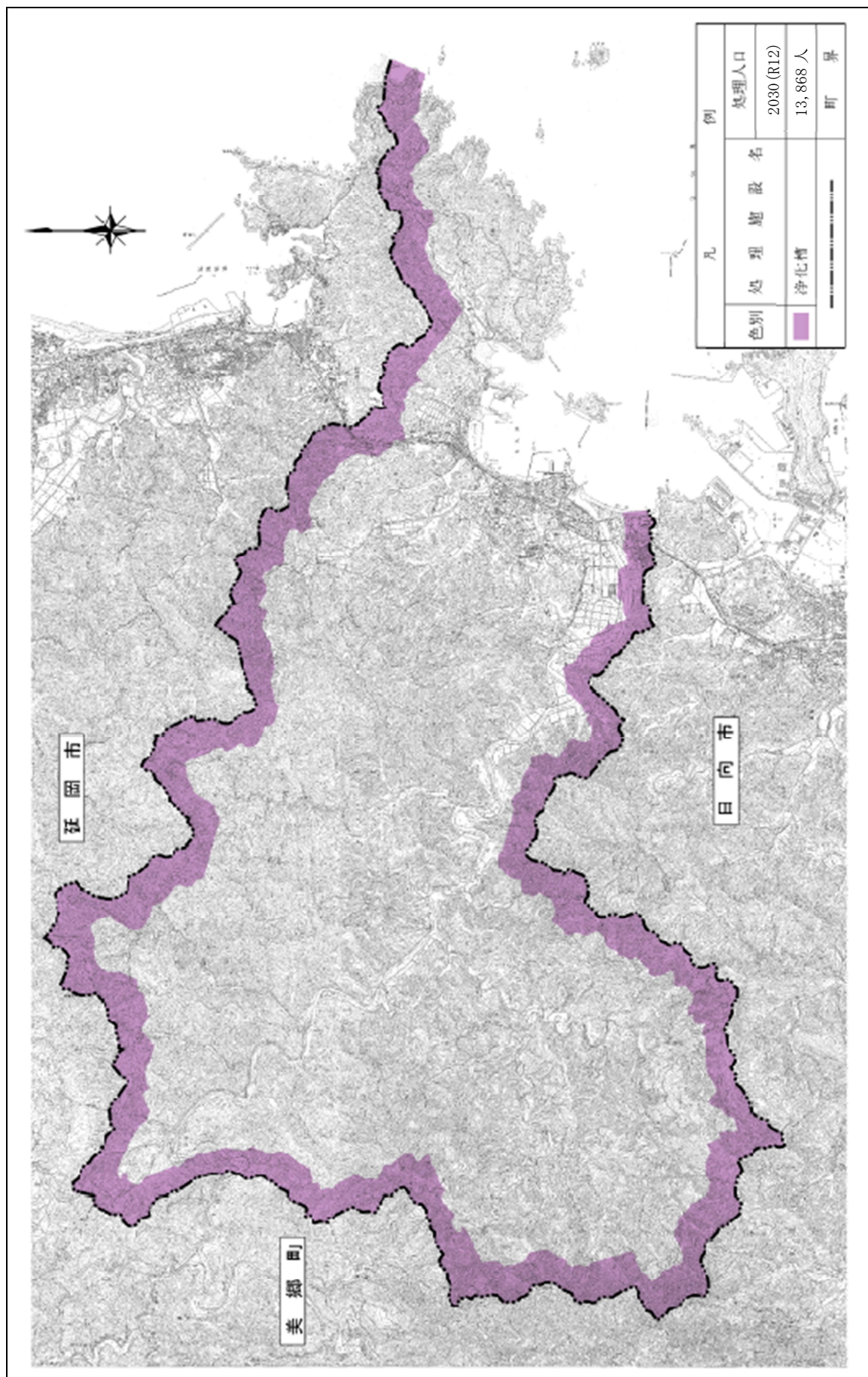
- 4 町補助分は、整備費用全体の40%のうち、1/4として算定。

整備費用の負担内訳

設置者負担	補助		
	40%		
	町補助	県補助	国補助
60%	1/4	1/4	1/2

※町独自の上乗せ補助も実施している。

図4-5-1 生活排水処理施設整備計画図



図の出典：第2次計画〈中間見直し〉

## 2. 流域別汚濁負荷量削減効果

生活排水処理施設の整備による流域別の汚濁負荷量削減効果を表 4-5-3 に示す。

目標年次の 2030（令和 12）年度において、五十鈴川流域で 13.00kg/日（-39.0%）、鳴子川流域で 22.03kg/日（-34.4%）、丸山川流域で 3.01kg/日（-35.7%）、丸バエ川流域で 7.27kg/日（-37.5%）、新川流域で 0.44kg/日（-42.7%）、門川湾海域で 30.68kg/日（-32.4%）、門川町全域で 76.43kg/日（-34.6%）の削減が見込まれる。

表 4-5-3 排出汚濁負荷量削減効果

単位：kg/日

流域名		五十鈴川 流域	鳴子川 流域	丸山川 流域	丸バエ川 流域	新川 流域	門川湾 海域	町全域
生活系 排出汚濁負荷量	2019 (R1)	33.37	64.12	8.42	19.40	1.03	94.79	221.13
	2030 (R12)	20.37	42.09	5.41	12.13	0.59	64.11	144.70
削減効果		13.00 <-39.0%>	22.03 <-34.4%>	3.01 <-35.7%>	7.27 <-37.5%>	0.44 <-42.7%>	30.68 <-32.4%>	76.43 <-34.6%>

備考：1 削減効果は、2019(R1)排出汚濁負荷量と2030(R12)排出汚濁負荷量の差

2 < >内は、2019(R1)排出汚濁負荷量に対する削減割合

## 第6節 し尿・汚泥処理計画

### 1. し尿・浄化槽汚泥処理の基本方針

生活排水処理施設整備の基本方針に示すように、本町では町内全域を対象に浄化槽設置を推進することにより生活排水対策を進めることとしているが、その一方で、し尿処理施設は、各家庭から出されるくみ取りし尿や、浄化槽から排出される汚泥（浄化槽汚泥）の適正処理において、重要な役割を担うものと考えられる。

このような状況を踏まえ、本町におけるし尿・浄化槽汚泥の適正処理に向けての基本方針を次のように定める。

#### し尿・浄化槽汚泥処理の基本方針

- ① 生活排水処理の適正化を推進し、排出される浄化槽汚泥やくみ取りし尿については、本町のし尿処理施設である衛生センターで処理を行う。
- ② 衛生センターは老朽化が施設全体に及んでいることから、その抜本的な対策として、新たな処理施設の更新整備に取り組む。
- ③ 新たな処理施設が供用を開始するまでは、現衛生センターにおいて適正処理を行っていくこととし、継続して機能維持に努める。

### 2. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿・浄化槽汚泥処理の基本方針に基づき、し尿・浄化槽汚泥の処理計画を、次のように定める。

#### (1) 計画処理区域

計画処理区域は、町内の全域とする。

#### (2) し尿・浄化槽汚泥の処理主体

計画処理区域で収集されるし尿・浄化槽汚泥の処理については、門川町が主体となって実施する。

(3) 収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、各家庭（浄化槽については管理者）から、本町が許可した町内の収集・運搬業者（許可業者：2業者）に依頼して衛生センター（し尿処理施設）に運搬することになっており、現行の体制を継続することとする。

(4) 中間処理計画

1) 処理対象物

処理対象物は、計画処理区域内（町内）で収集されるし尿・浄化槽汚泥とする。

2) 処理対象量

し尿・浄化槽汚泥の今後の処理量は、将来予測結果より表 4-6-1 のとおり見込まれる。

表 4-6-1 し尿・浄化槽汚泥処理量の見込み

区 分			現 在	推 計 値										
			2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
要 処 理 量	し尿量	kL/年	457.4	434.1	413.8	393.5	373.0	352.3	330.8	310.5	289.8	267.5	247.2	226.3
		kL/日	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6
	浄化槽汚泥量	kL/年	6,587.8	6,568.9	6,537.9	6,507.2	6,494.7	6,445.9	6,415.6	6,382.3	6,366.7	6,316.7	6,283.0	6,250.0
		kL/日	18.0	18.0	17.9	17.8	17.7	17.7	17.6	17.5	17.4	17.3	17.2	17.1
	合計	kL/年	7,045.2	7,003.0	6,951.7	6,900.7	6,867.7	6,798.2	6,746.4	6,692.8	6,656.5	6,584.2	6,530.2	6,476.3
		kL/日	19.2	19.2	19.0	18.9	18.7	18.7	18.5	18.4	18.2	18.0	17.9	17.7

3) 中間処理計画

①現衛生センターの適正管理と機能維持

収集されるし尿・浄化槽汚泥については、引き続き、町が管理する衛生センター（し尿処理施設）で処理を行うこととし、現衛生センターの適正な維持管理と処理機能の維持に努めていく。

②新たな処理施設の整備

現衛生センターは、稼動開始から 39 年が経過し、老朽化が施設全体に及んでいることから抜本的な対応を図ることとし、早急に新たな処理施設の整備を進めていくこととする。

(5) 新衛生センターの整備方針

1) し尿処理施設整備の社会的動向

廃棄物処理施設を取り巻く社会情勢は、これまで排水や排出ガス等の規制が強化されるなど、公害防止に重きを置かれてきたが、近年は循環型社会の形成や地球温暖化問題に配慮して、再資源化や省エネルギー化、脱炭素化などを推進する動きが高まっている。

このような社会情勢の中、し尿・浄化槽汚泥処理においても資源回収や類似施設との有機的連携などが求められるようになり、循環型社会の形成に寄与する処理施設として、国は平成9年度から、衛生処理と資源への再生機能を併せ持つ「汚泥再生処理センター」を国庫補助の対象に位置づけ、全国の自治体で整備が進められている。

一方、し尿・浄化槽汚泥の衛生処理のみを目的とした従来からの「し尿処理施設」の新設は国庫補助の対象外となっている。

表 4-6-2 従来のし尿処理施設と汚泥再生処理センターの比較

施設		し尿処理施設	汚泥再生処理センター
項目			
目的		環境に悪影響を及ぼすことなく衛生的に処理する	し尿、浄化槽汚泥や生ごみ等の有機性廃棄物を処理するとともに資源を回収する
受入・貯留工程		以降の処理を円滑に行うため、搬入されたし尿及び浄化槽汚泥を受け入れ、沈砂・破碎し、夾雑物を除去し、量的、質的変動を緩和するために貯留する工程	左記と同様  有機性廃棄物のうち、集排汚泥等については左記と同様
			生ごみに対しては、受け入れ、破袋・破碎し、不純物を除去し、量的、質的変動を緩和するために貯留する工程
水処理工程	主処理工程	汚濁物質を効率的かつ経済的に処理し、BOD 20mg/L 以下、SS 70mg/L 以下の処理水質が得られる工程	水処理工程処理対象物をBOD 10mg/L 以下、COD 35mg/L 以下、SS 20mg/L 以下、T-N 20mg/L 以下、T-P 1mg/L 以下に処理する工程
	高度処理工程	主処理水をさらに良好な水質まで処理する工程	
汚泥処理工程 資源化工程	汚泥処理	各工程から発生する汚泥を脱水・乾燥・焼却等により減容化、安定化する工程(肥料化することもある)	資源化 堆肥化、助燃剤の製造等により、エネルギー回収・利用できる原料もしくは製品を製造する工程
脱臭工程		各所から発生する臭気を処理する工程	左記と同様

〔用語の説明〕

- ・汚泥再生処理センター : し尿、浄化槽汚泥及び生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理するとともに資源を回収する施設をいい、水処理設備、資源化設備及び脱臭設備等の附属設備で構成される。
- ・生ごみ等の有機性廃棄物 : 生ごみ(家庭厨芥、事業系生ごみ等)や汚泥(コミュニティ・プラント、農業集落排水施設、下水道等の排水処理施設から搬出される汚泥)などの資源化可能な有機性の廃棄物をいう。
- ・資源化設備 : メタン発酵、堆肥化等によりエネルギーを回収する又は有効利用できる原料もしくは製品を製造する設備をいう。(汚泥再生処理センターの資源化方式として採用されているものとしては、メタン回収、汚泥助燃剤化、リン回収、堆肥化、乾燥(肥料化)、炭化等がある。)

出典：汚泥再生処理センター性能指針「Ⅲ 用語の定義」(一部加筆)



2) 施設整備における国の財政支援制度

①循環型社会形成推進交付金

市町村等が行う、地域の生活基盤を支えるための社会インフラである一般廃棄物処理施設の整備を支援する制度として「循環型社会形成推進交付金」がある。

この交付金制度は、平成 17 年度に従来の補助金制度に代えて創設されたものであり、市町村等が循環型社会推進のための目標とそれを実現するために必要な事業等を記載した「循環型社会形成推進地域計画」を作成し（必要に応じて都道府県及び国（環境省）と意見交換を行う会議を開催し）、計画に基づいて実施される事業の費用について、国が年度ごとに交付金を交付するものである。なお、汚泥再生処理センターの整備は、交付対象事業のうち、有機性廃棄物リサイクル推進施設に該当する。

また、交付金制度を利用した市町村等には、計画期間終了時に目標の達成状況に関する事後評価が求められ、その結果については公表することとなっている。

循環型社会形成推進交付金制度で施設整備を実施する場合の主な要件

<p>1. 循環型社会形成推進交付金事業の地域要件</p> <p>①人口5万人以上</p> <p>②面積 400km<sup>2</sup> 以上</p> <p>（特例）沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域にある市町村を含む場合は交付の対象となる。</p> <p>2. 有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）の採択要件</p> <p>①処理対象物として、し尿・浄化槽汚泥のみならず「生ごみ等の有機性廃棄物」を含んでいること</p> <p>②処理工程に「資源化設備」を備えていること</p>
--

②交付金活用の方向性

循環型社会形成推進交付金の交付対象は、人口 5 万人以上又は面積 400km<sup>2</sup> 以上の計画対象地域を構成する地域とされており、特例として沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象になる。

このような地域要件に対して、本町は表 4-6-3 に示すように、いずれの要件にも該当しないことから、町単独での交付金の活用は難しいものと思われる。

表 4-6-3 交付金の地域要件に対する門川町の該当状況

	内容		門川町
	循環型社会形成推進交付金 交付対象の地域要件	人口 5 万人以上又は面積 400km <sup>2</sup> 以上	
人口又は面積にかかわらず対象		豪雪地域	該当せず
		山村地域	該当せず
		半島地域	該当せず
		過疎地域	該当せず

3) 施設整備に向けての基本的な考え方

新衛生センターの整備に向けての基本的な考え方、廃棄物処理施設として備えるべき要件等については、次のとおりとする。

施設整備に向けての基本的な考え方

- ① 施設整備にあたっては、循環型社会の形成に寄与する施設である「汚泥再生処理センター」を基本とするが、従来からの「し尿処理施設」も含め、今後検討を進めていく。
- ② 処理対象物は、町内で排出される「し尿・浄化槽汚泥」とする。
- ③ 施設の能力は、将来的に予測されるし尿・浄化槽汚泥量に対応できるものとする。
- ④ 水処理方式は、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター性能指針」に適合した方式の採用を基本とし、これに処理対象物の量及び質、地域の実情等を十分に考慮して選定する。
- ⑤ 汚泥処理・資源化方式は、現衛生センター（し尿処理施設）では汚泥の乾燥・焼却処理を行っているが、新しい施設では、汚泥助燃剤化の採用など再資源化についても検討しつつ、また費用対効果の検証と合わせて整備計画を進める。
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法等の関係法令に準拠した施設とする。
- ⑦ 処理水質は、放流先や関係法令の基準値を満足することはもちろんのこと、将来の水質規制動向等にも対応した水質レベルとする。
- ⑧ 施設から発生する臭気については、特に十分な対策を講じる。
- ⑨ 施設内の安全衛生対策、快適な作業環境及び効率的な運転に配慮した施設とする。
- ⑩ 周辺環境との調和と景観に配慮し、住民に親しまれやすく、清潔で堅牢な施設とする。
- ⑪ 浸水対策など、災害時の対応能力を高めた施設とする。
- ⑫ 施設の耐用年数については、機械設備の耐用度から一般的には15～20年程度と言われているが、後年に長寿命化・延命化事業を行うことにより30年程度の稼働を目指す。
- ⑬ 現衛生センターにて、し尿・浄化槽汚泥処理を継続しながら、新施設の整備を進めていくこととする。
- ⑭ し尿・浄化槽汚泥の処理過程で発生する残渣物の処理・処分にあっては、近隣の処理施設との連携について関係団体その他関係者と協議、調整を行っていく。

4) 施設整備のスケジュール

施設整備の緊急性が高いことから、新衛生センターの整備スケジュールを表 4-6-4 のように予定し、稼動開始（施設整備の計画目標年次）は 2027（令和 9）年度を目標とする。

表 4-6-4 施設整備のスケジュール（予定）

事業内容	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
汚泥再生処理センター施設 整備基本計画の策定	←→						
建設用地の選定及び取得	←→						
生活環境影響調査		←→					
測量・地質調査(必要時)		←→					
施設基本設計 (建設事業者選定)		←→					
建設工事				←→	←→	←→	
新施設稼動開始							→

(注)その他、建設用地の造成が必要となる場合は、造成設計・造成工事の期間が必要となる。

(6) 再資源化計画

1) 資源化対象物

資源化の対象物としては、し尿・浄化槽汚泥の処理過程で発生する汚泥（し尿処理汚泥）とする。

2) 資源化計画

新衛生センターを「汚泥再生処理センター」として整備する場合の資源化方式は、資源化対象物、資源化製品の将来的な需要の見通し、資源化実施に伴う環境負荷の低減、本町の地域特性、他施設との有機的連携などを総合的に勘案し、前記のとおり汚泥助燃剤化方式の採用を基本として循環的利用の検討を行う。

(7) 最終処分計画

し尿・浄化槽汚泥の処理過程で発生する残渣物の処理・処分については、新たな処理施設が供用を開始するまでは現行の体制を継続し、減量化と安定化を図った上で適正に処分する。



## 第5章 啓 発



## 第5章 啓 発

### 第1節 基本方針

#### 1. 啓発活動の位置づけ

公共用水域の水質汚濁の主な要因となっている生活排水について、生活排水処理施設の整備による負荷削減を行うことが基本であるが、処理施設の整備には多額の費用を要するとともに多大な時間を要することが多い。

このため、生活排水対策を推進するには、住民の生活排水対策に関する意識を啓発し、家庭での台所対策等により汚濁負荷量の削減を図っていくことが重要となる。

#### 2. 啓発活動の方向

生活排水対策としては、本町の地域特性に応じ計画的・体系的に浄化槽の普及を推進するとともに、家庭からの汚濁負荷を削減するため、住民に対する啓発活動を総合的、広域的に推進していくことが必要である。このため啓発活動は、原則として、流域単位ごとに推進する。

啓発活動の事例を、表 5-1-1 に示す。

表 5-1-1 啓発活動の事例

流域名	推進母体	活動内容
五十鈴川流域	五十鈴川流域森と水を守る協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚の放流</li> <li>・水質調査</li> <li>・水辺調査</li> <li>・「森の感謝祭」実施</li> <li>・「海の感謝祭」実施</li> </ul>

## 第2節 実施計画

### 1. 啓発活動の目的

公共用水域の水質保全を図るうえで、水質汚濁の主要因となっている家庭から排出される生活排水の対策が急務となっている。

そのため、生活排水処理施設の整備のほかに、家庭でできる対策として住民一人ひとりの工夫と心がけにより、公共用水域に排出される汚濁負荷量をできるだけ少なくする発生源対策を推進することが必要である。

このようなことから、生活排水対策実践活動地区を指定し、生活排水対策に関する地域住民の理解と主体的な取り組みを促進するとともに、組織的な啓発活動を実施することにより、今後の生活排水対策の推進を図る。

### 2. 実施地域の選定

全流域（五十鈴川流域、鳴子川流域、丸山川流域、丸バエ川流域、新川流域、門川湾海域）を対象とする。

### 3. 啓発活動の進め方

#### (1) 住民の対策

##### 1) 台所での対策

##### ①調理くず等の排出抑制

流しには、三角コーナーや目の細かいストレーナーなどを取りつけ、調理くずや食べ残しを流さないようにするとともに、負荷の高い物質をできる限り排出しないようにする。

- ・三角コーナーによる回収
- ・金網による回収
- ・ストレーナーによる回収
- ・三角コーナー＋濾紙の利用による回収
- ・汚れ物の拭き取り（へら、キッチンペーパー、新聞紙）
- ・米とぎ汁の回収（庭、植木への散布や再利用）
- ・漬物はぬかをよくとって洗う
- ・酒、ビールは流さない
- ・煮汁、みそ汁は流さない

##### ②廃食用油の適正処理

廃食用油は、流しに捨てずに使い切る工夫をする。やむを得ず捨てる場合は、そのまま流さず古新聞等に吸い込ませるなどしてゴミとして出す。



- ・拭き取り（キッチンペーパー、新聞紙等）
- ・回収（廃油入れ、回収パック等）
- ・固化剤の使用

2) 洗濯時の対策

- ・粉石鹼の使用を勧める
- ・標準使用量を守り、使いすぎないように計量カップにより適正量を量り使用する
- ・溜めすぎ、部分洗いを取り入れて効果的に洗い、水の使用量を減少させる
- ・漂白剤等は適正に計量し使用する

3) 風呂での対策

- ・風呂の残り湯を洗濯時に再利用する
- ・風呂の洗剤、洗浄剤は適正に計量し使用する

4) 浄化槽での対策

- ・定期的に維持管理、保守点検、清掃を行う
- ・法定検査を受ける
- ・正しい使用法を守る

5) その他

- ・地域ぐるみで側溝などの一斉清掃をする
- ・ディスプレイの使用を自粛する

(2) 行政の対策

- ①美郷町との2町連携の推進
- ②環境美化活動への助成
- ③高度処理合併浄化槽の推進
- ④パンフレットやポスターの作成
- ⑤看板等の設置
- ⑥自治体広報誌の活用
- ⑦啓発週間の設置

4. 流域別の家庭における発生源対策

地域住民の協力を得て、表 5-2-1 のとおり、台所対策、風呂対策等を実施する。

表 5-2-1 流域別の家庭における発生源対策

分 類		流 域 名					
		五十鈴川 流 域	鳴子川 流 域	丸山川 流 域	丸ノエ川 流 域	新 川 流 域	門川湾 海 域
台 所 対 策	調理くず等の 排出抑制等	・流しには、三角コーナーや目の細かいストレーナーなどを取りつけ、調理くずや食べ残しを流さないようにするとともに、負荷の高い物質をできる限り排出しないようにする。					
	廃食用油の 適正処理	・廃食用油は、流しに捨てずに使い切る工夫をする。やむを得ず捨てる場合は、そのまま流さず古新聞等に吸い込ませるなどしてゴミとして出す。					
風 呂 対 策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・風呂の残り湯を洗濯時に再利用する。</li> <li>・風呂の洗剤、洗浄剤は適正に計量し使用する。</li> </ul>					
そ の 他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみで側溝などの一斉清掃をする。</li> <li>・ディスプレイの使用を自粛する。</li> </ul>					
住 民 意 識 啓 発		<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットやポスターの作成。</li> <li>・映画やスライドの上映。</li> <li>・アンケート調査。</li> <li>・講演会やシンポジウムの開催。</li> <li>・自治体広報誌の活用。</li> </ul>					

## 第6章 その他



## 第6章 その他

---

### 第1節 取り組むべき課題

本町の生活排水対策を総合的かつ効果的に推進していくため、今後取り組むべき課題を以下に示す。

- ① 浄化槽設置は、個人設置型による整備を進めるが、県と連携して適切な維持管理・水質の向上について啓発を行う。
- ② 浄化槽は近年、機能の向上により、高度処理（窒素・リン除去）に対応している製品もあるため、今後このような高度処理に対応した浄化槽の導入も検討していく必要がある。現在、町として高度処理型の導入にも助成を行っているため、今後も推進していく。
- ③ 「門川町生活環境保全条例（昭和59年9月）」に準拠し、生活排水対策を推進する。

### 第2節 関係市町村との連携

本町における五十鈴川流域については、上流域の美郷町北郷と「五十鈴川流域森と水を守る協議会」を設置しており、また、海岸線は隣接自治体を含めて「日豊海岸国定公園」に指定されていることから、関連自治体と連携を図りつつ広域的に事業を推進していく。

また、本町は地形的・地理的にみても、隣接する市町村と高低差・距離が近接している状況にあるため、特にし尿処理計画等の事業を推進する場合は、隣接市町村との連携を検討するものとする。

### 第3節 海洋ごみ対策

本町の門川漁港海岸は、宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画において、国の基本方針に沿って海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）に設定されている。近年、国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみにより、海岸機能の低下や環境・景観の悪化、海洋生物の生態系の影響、船舶航行の妨げ等が懸念されていることから、当該区域における自然的条件や海岸の利用状況、経済活動等の社会的条件を踏まえ、本町だけでなく関係自治体、住民、事業者、民間団体等とも連携し、それぞれの役割分担のもと海洋ごみ対策を実施していく。

#### 第4節 関係する他の計画との調整に関すること

本計画は原則として5年ごとに見直しを行うが、見直しまでの間に他の集合処理計画等の策定・変更があった場合は、関係各課で構成する委員会等にて協議し、本計画の変更について検討を行うものとする。